

食の安全安心確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく
令和 7 年度施策実施状況報告書（案）

令和 8 年 8 月
宮城県

目 次

第 1 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）の概要	・・・	1
第 2 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る施策ごとの実施状況	・・・	4
I 安全で安心できる食品の供給の確保	・・・	5
1 生産及び供給体制の確立	・・・	5
(1) 生産者の取組への支援	・・・	5
(2) 農林水産物生産環境づくり支援	・・・	9
(3) 事業者の取組への支援	・・・	12
2 監視指導及び検査の徹底	・・・	14
(1) 生産段階における安全性の確保	・・・	14
(2) 流通・販売段階における安全性の確保	・・・	17
(3) 食品表示の適正化の推進	・・・	20
(4) 食品の放射性物質検査の継続	・・・	23
II 食の安全安心に係る信頼関係の確立	・・・	26
1 情報共有及び相互理解の促進	・・・	26
(1) 情報の収集、分析及び公開	・・・	26
(2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	・・・	28
(3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	・・・	33
2 県民参加	・・・	35
(1) 県民総参加運動の展開	・・・	35
(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	・・・	37
III 食の安全安心を支える体制の整備	・・・	40
1 体制整備及び関係機関等との連携強化	・・・	40
2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置	・・・	44
第 3 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に係る令和 7 年度施策の評価	・・・	45
第 4 参考資料	・・・	61
I 実績数値総括表	・・・	62
II 目標数値総括表	・・・	66
III 関係事業費	・・・	67
IV 用語集	・・・	69

第1 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）の概要

計画の期間

- 令和3年度から令和7年度までの5年間

計画の目的

- みやぎ食の安全安心推進条例(以下「条例」という。)第1条に規定する「食品の安全性及び信頼性」を実現するため、食の安全安心の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

計画の位置付け

- 条例第6条第1項の規定に基づき、条例第3章に定める食の安全安心の確保に関する施策について、具体的な取組を推進するための計画としている。

施策の大綱

I 安全で安心できる食品の供給の確保

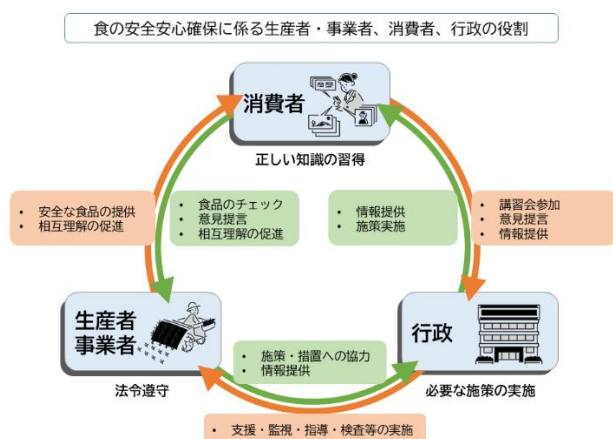
- 主に、行政が生産の現場又は流通の段階で生産者・事業者が取り組む食の安全安心を支援するとともに、食の安全安心が確保されているかどうか監視及び指導を行う施策。
- 特に、科学的な知見に基づく食品の安全性の確保が必要なことから、「安全」をキーワードとしている。

II 食の安全安心に係る信頼関係の確立

- 県、生産者・事業者及び消費者が共に信頼しながら、食の安全安心を作り上げていく施策。安心して食品を選択するためには、生産者・事業者等と消費者との信頼性の構築が必要なことから、「安心」をキーワードとしている。

III 食の安全安心を支える体制の整備

- IとIIの施策をサポートし、推進していく施策。県、生産者・事業者及び関係者が連携し総合的に推進していくことが必要なことから、「協働」をキーワードとしている。



施策の大綱概要

安全

- ・ 生産供給体制支援
- ・ 監視・指導・検査の徹底

安心

- ・ 情報共有・相互理解
- ・ 県民総参加

協働

- ・ 体制整備
- ・ 連携強化

大分類	中分類	小分類	個別施策	施策番号
安全で安心できる食品の供給の確保	生産及び供給体制の確立	生産者の取組への支援	環境にやさしい持続可能な農業の推進	1
			農業生産工程管理（GAP）の普及拡大	2
			農薬の適正使用の推進	3
			牛のトレーサビリティシステムの推進	4
		農林水産物生産環境づくり支援	土壌環境適正化の推進	5
			家畜伝染病の発生予防の徹底	6
			貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進	7
			特用林産物の生産再開への支援	8
		事業者の取組への支援	営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進	9
			外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大	10
	監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保	農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化	11
			肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施	12
			動物用医薬品の流通、販売等に関する指導	13
			高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施	14
		流通・販売段階における安全性の確保	食品営業施設の監視指導の徹底	15
			食品検査による安全性の確保	16
			安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底	17
			米穀事業者の監視指導の徹底	18
		食品表示の適正化の推進	適正な食品表示を確保するための監視指導の実施	19
			ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施	20
			食品表示に関する研修会等の実施	21
		食品の放射性物質検査の継続	農林水産畜産物等の検査	22
			流通食品の検査	23
食の安全安心に係る信頼関係の確立	情報共有及び相互理解の促進	情報の収集、分析及び公開	県民への分かりやすい情報の迅速な提供	24
			監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表	25
		生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	消費者と生産者・事業者との相互理解の推進	26
			関係団体等との連携・協働の推進	27
			食育の推進	28
		放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	リスクコミュニケーションの充実	29
			水道水の検査結果の公表	30
			住民持ち込み測定	31
	県民参加	県民総参加運動の展開	県民が参加する消費者モニター制度の推進	32
			生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援	33
			知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発	34
		県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	県民の意見の把握と反映	35
			食の安全安心に関する相談窓口の充実	36
食の安全安心を支える体制の整備	体制整備及び関係機関等との連携強化		食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	37
			みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応	38
			食の安全に関する調査・研究の充実	39
			食品の放射性物質に係る調査・研究の充実	40
			国、都道府県、市町村、関係団体との連携	41
			みやぎ食の安全安心推進会議の設置	42

第 2 食の安全安心の確保に関する基本的な計画に係る 施策ごとの実施状況

I 安全で安心できる食品の供給の確保

1 生産及び供給体制の確立

(1)生産者の取組への支援

■環境にやさしい持続可能な農業の推進（施策 1）

▶ 基本計画

農業の自然循環機能を維持増進し、持続可能な農業の確立を図るため、複数の農業者で構成される団体等を対象に環境保全型農業直接支払交付金により、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（堆肥の施用、有機農業等）を支援します。県独自のみやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度を運営し、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の生産を推進するほか、持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成11年法律第110号）に基づく導入計画の認定者（エコファーマー）の育成を図ります。また、施設園芸において ICT を活用した高度な環境制御による生産性の向上に加え、環境に配慮した技術導入に取り組むことで、持続可能な農業生産を推進します。

▶ 令和7年度の実施状況

【みやぎ米推進課】

- 環境保全型農業直接支払交付金により、化学肥料及び化学合成農薬を5割以上低減する取組と合わせて行う地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動に取り組む農業者組織等を支援した。
- 県独自の「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」により、化学肥料及び化学合成農薬を低減して生産した農産物の認証を行ったほか、新規取組者の確保に向けて、制度説明会を開催した。
- 有機農業に関する相談窓口での相談対応、指導者の人材育成などにより、有機農業の推進に取り組んだ。

【園芸推進課】

- 環境制御技術の知識を有する栽培管理者の育成のため、環境制御指導者育成研修やみやぎ環境制御技術交流ネットワークを活用したグローワ技術交流会等を開催した。



県認証制度説明会



有機農業指導員研修



グローワ技術交流会

▶ 主な成果

【みやぎ米推進課】

- 環境保全型農業直接支払交付金取組面積 : 3,980ha

- みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度認証登録面積 : 2,348ha
- 制度説明会参加者数 : 51名
- 有機農業に関する相談件数 : 1件
- 有機農業指導員の育成者数 : 8人(合計 68人)

【園芸推進課】

- 環境制御指導者育成研修開催回数 : 2回(延べ 31人)
- グロワー技術交流会等開催回数 : 4回(延べ 101名)

■農業生産工程管理（GAP）の普及拡大（施策 2）

▶ 基本計画

食の安全に関する生産者の意識を高め、生産された農産物の安全性等を確保する手法として、国際水準 GAP の導入や認証に向けた取組を推進します。

推進にあたっては、県と関係団体で構成する宮城県 GAP 推進会議において推進方針等を共有するとともに、研修会の開催や GAP 指導員による現地指導を行い GAP の普及拡大を図ります。指導員資格取得研修等により GAP 指導員の確保・育成を図るとともに、農業教育機関に対して GAP 認証取得に向けた支援を行い、GAP に関する教育の充実を図ります。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【みやぎ米推進課】

- 農業生産工程管理(GAP)の導入推進のため、宮城県 GAP 推進会議を開催し、進捗状況や推進策等を関係機関・団体と共有・検討した。
- 生産部会等の団体認証取得や GAP 導入に向けた研修会、現地指導、GAP 指導員資格取得や指導力向上に向けた研修の実施、農業教育機関に対する GAP 認証維持に向けた支援等を通じて、GAP の普及拡大に向け取り組んだ。
- 消費者団体の主催イベントへの参加や小売店における PR 販売会の開催等を通じて、消費者の理解促進を図った。

【畜産課】

- 県内の畜産物(食品)の安全性を確保し、より良い生産工程管理を実現することにより、畜産農家が安定した経営を継続するために認証の取得を推進した。
- 現地指導等により JGAP 認証取得に向けた支援を行うほか、「する GAP」に関する研修会を開催し、認証取得によらない自主的な GAP 実践を広めることにも取り組んだ。



GAP 研修会



畜産 GAP 研修会

▶ 主な成果

【みやぎ米推進課】

- GAP 認証取得に向けた研修会・現地指導 : 延べ 51 回
- JGAP 指導員資格取得 : 13 名
- GAP 指導員の現地研修会 : 15 回
- 消費者理解促進に係るイベント参加、PR 販売会 : 2 回

【畜産課】

- JGAP 認証(畜産) : 2 農場(令和 7 年度末)
- JGAP(畜産)指導員資格 : 18 人(令和 7 年度末)

■ 農薬の適正使用の推進（施策 3）

▶ 基本計画

農業生産の安定と安全な農産物生産への期待に応えるため、関係機関と連携しながら指導体制を維持するとともに、農薬の使用が多い 6 月から 8 月に農薬危害防止運動を実施し、啓発リーフレットの配布や農薬危害防止研修会の開催により、農薬の適正な使用による安全な農産物の生産を推進します。

さらに、農薬取扱者の資質向上を図るため、農薬管理指導士の養成研修、認定試験及び更新研修を実施します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【みやぎ米推進課】

- 農産物の安全確保等を図るため、農薬使用者を主な対象に、農薬危害防止運動(令和 7 年 6 月 1 日から 8 月 31 日まで)として、啓発リーフレット等により農薬適正使用を働きかけたほか、農薬を取り扱う者を対象に農薬管理指導士養成・更新研修を開催するなど農薬の適正使用の普及に取り組んだ。



農薬管理指導士研修会

▶ 主な成果

【みやぎ米推進課】

- 農薬危害防止運動啓発リーフレット配付 : 10,000 枚
- 農薬管理指導士養成研修会(認定試験) : 1 回
- 農薬管理指導士更新研修会 : 3 回
- 農薬管理指導士人認定数(新規／更新) : 54 人／152 人
- 農薬管理指導士数(合計) : 1,037 人(対前年度 13 人減)

■牛のトレーサビリティシステムの推進（施策 4）

▶ 基本計画

生産段階における耳標（個体識別番号）の装着の徹底を推進し、生産から流通までに至る各段階での牛の個体を識別することができるシステムの維持を支援します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【家畜防疫対策室】

- 生産段階における耳標（個体識別番号）の装着徹底を推進するとともに、生産から流通までの各段階における牛の個体を識別することができるシステム維持のため、耳標装着に係る各種手続き及び登録エラー解消等の支援を行った。

▶ 主な成果

【家畜防疫対策室】

- 本県の飼養頭数（畜産統計（R7.2.1））：乳用牛 14,900 頭、肉用牛 76,100 頭

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
環境保全型農業直接支払交付金取組面積 (ha)	4,296	3,980	5,619
国際水準 GAP 導入・認証総数 (件)	160	220	260
耳標の装着率 (%)	100	100	100

(2) 農林水産物生産環境づくり支援

■ 土壤環境適正化の推進（施策 5）

▶ 基本計画

カドミウム基準値超過米の発生が懸念される地域において発生抑制のための適正な水管理の徹底を図るとともに、関係機関と連携して各種調査を実施します。

また、カドミウム基準値超過米については、関係機関と連携し、市場流通を防止します。このほか、カドミウム低吸収イネの普及に向けた現地実証に取り組み、新品種の選定・導入のための判断材料として活用します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【みやぎ米推進課】

- カドミウム基準値超過米の発生を抑制するため、発生の恐れがある地域の水稲生産者を対象に「水稲栽培水管理ごよみ」を配布したほか、関係機関と連携して、カドミウムの吸収を抑制する湛水管理の徹底を指導した。
- 米の出荷前にカドミウム含有量を調査し、基準値超過が確認された場合は、市場流通しないよう、適正な保管及び廃棄処分を指導した。
- 県が育成したカドミウム低吸収性イネ「東北 235 号」を用いてカドミウムとヒ素の同時低減技術に係る現地栽培実証を行った。



カドミウム吸収抑制のための湛水管理

▶ 主な成果

【みやぎ米推進課】

- 令和 7 年産カドミウム基準値超過米発生数量：7,718 袋(30kg／袋)(暫定値)
※すべて市場流通しないよう保管され、順次廃棄されている。
- 現地栽培実証により、カドミウム低吸収性イネは、出穂前後の湛水管理をしない場合でも、カドミウムをほとんど吸収しないこと等を確認した。

■ 家畜伝染病の発生予防の徹底（施策 6）

▶ 基本計画

牛海綿状脳症（以下「BSE」という。）、高病原性鳥インフルエンザ等をはじめとする家畜伝染病の発生の予防及びまん延の防止に向け、防疫検査体制の整備を継続します。

また、これらの県への侵入を防止するため、各種畜産関係団体とも連携し、関係者及び生産者に対する情報の提供を強化するとともに、早期診断及び初動措置を重視した防疫対策を行うための体制の整備を一層強化します。

さらに、高病原性鳥インフルエンザの発生予防のため、県内の養鶏場を対象としたウイルス分離・抗体検査等を実施するとともに各農場の死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見及び啓発に努めます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【家畜防疫対策室】

- 家畜伝染病予防法に基づく検査を実施し、高病原性鳥インフルエンザ、口蹄疫及び豚熱等家畜伝染病等の発生予防とまん延防止に努めた。また、慢性疾病発生低減のための検査・指導を実施した。
- 高病原性鳥インフルエンザについては、モニタリング検査を実施するとともに、100羽以上を飼養する県内のすべての養鶏場を対象に死亡羽数の報告を求めるなど、異常の早期発見と予防対策の啓発に努めた。
- 豚熱については豚熱発生予防のため豚熱ワクチンを接種するとともに、野生イノシシの豚熱検査を継続し、県内の豚熱感染状況をモニタリングした。

▶ 主な成果

【家畜防疫対策室】

- | | |
|-----------------------|---------------------|
| ● 家畜伝染病予防法に基づく検査数 | : 牛豚鶏等延べ 150,944 頭羽 |
| ● 慢性疾病検査戸数 | : 牛 9 戸、豚 3 戸、鶏 5 戸 |
| ● 豚熱ワクチン接種頭数 | : 472,601 頭 |
| ● 野生イノシシの豚熱検査数（陽性確認数） | : 481 頭（44 頭） |

■ 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進（施策 7）

▶ 基本計画

食中毒の原因となる貝毒については、宮城県漁業協同組合と協力しながら、効果的な監視体制を維持・構築します。特にまひ性貝毒については、貝毒プランクトン発生のもととなるシストの分布調査を引き続き行うことにより、震災後の貝毒発生機構を解明し、監視体制の最適化につなげます。

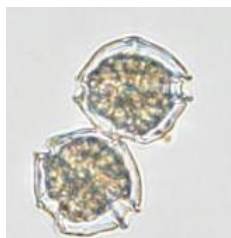
また、ノロウイルス対策については、漁業協同組合が引き続き自主検査を実施するとともに、県と国が連携して、浄化によるノロウイルス低減技術の検証を行うことで、衛生管理体制の強化を図ります。

貝毒及びノロウイルスの検査結果については、食中毒の未然防止のため、県及び漁業協同組合が連携し、ホームページ等により県民への情報提供を継続して実施します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【水産業基盤整備課】

- 食中毒の原因となる貝毒について、宮城県漁業協同組合と連携し、効果的な監視体制を維持して、貝毒プランクトン調査及び貝毒検査の結果を共有するとともに、ホームページ等により県民への情報提供を行い、食中毒の未然防止に努めた。
- 漁業協同組合と連携し、漁業協同組合が自主的に実施するノロウイルス検査結果について、県関係機関と情報共有を図った。



まひ性貝毒プランクトン



下痢性貝毒プランクトン

▶ 主な成果

【水産業基盤整備課】

- まひ性貝毒検査(県実施分) : 235 検体 (全体 841 検体 規制回数 18 回)
- 下痢性貝毒検査(県実施分) : 122 検体 (全体 396 検体 規制回数 8 回)
- 貝毒プランクトン調査 : 88 回
(北部 40 回、中南部 37 回、仙台湾全域 14 回)
- ノロウイルス自主検査検体数 : 561 検体 (うち陽性反応 188 検体)

貝毒対策(宮城県 HP)

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/suikisei/kaidoku.html>



■特用林産物の生産再開への支援（施策 8）

▶ 基本計画

出荷制限を受けている特用林産物等の生産再開と生産振興に向け、汚染の無い生産資材の購入支援、生産工程管理の徹底等を行い、引き続き生産者を支援します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【林業振興課】

- 原木しいたけ(露地栽培)の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達を支援したほか、安全な原木しいたけを生産するための栽培管理について指導等を実施した。



県外産原木でのしいたけ栽培

▶ 主な成果

【林業振興課】

- 適切な生産工程管理による原木しいたけの追加ロット解除 : 13 ロット (12 名)
- 出荷制限解除者数 : 18 市町村 63 名 (令和 7 年度末)
- 県外産原木の購入支援本数 : 145 千本

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
貝毒プランクトン観測定点調査実施率(%)	100	100	100
原木しいたけ(露地栽培)出荷制限解除数(人)	49	63	64

(3) 事業者の取組への支援

■ 営業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進（施策 9）

▶ 基本計画

食品衛生法の改正により、原則として全ての食品等事業者に対し、HACCP に沿った衛生管理の実施が求められたことから、「宮城 HACCP 導入・実践支援制度（みやぎチャレンジ HACCP）」により、事業者の規模や衛生管理状況、取り扱う食品の特性に応じた技術的な助言を行い、事業者の衛生管理計画の作成及び見直し等について支援します。併せて、ワークショップ形式の HACCP 研修会、食品衛生責任者講習会等で周知を図り、事業者の円滑な制度化対応を促します。

水産物については、海外への販路を拡大するため、水産加工事業者の HACCP 認証取得を支援します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- HACCP 導入と実践の定着に向け、普及啓発及び技術的支援を目的とし、HACCP 制度の区分別に HACCP 研修会を計 8 回開催するとともに、監視指導時における個別相談対応を行った。特に、小規模事業者の HACCP の「取り組みにくさ」解消のため、個別対応や指導助言を強化した。
- 県内全域（仙台市を除く）における HACCP 導入状況調査を実施し、継続的に状況を把握している。



HACCP 研修会の様子

【水産業振興課】

- HACCP 認証取得に関する国の令和 8 年度補助事業活用に向けて、水産加工業者 1 社の輸出事業計画の策定、補助金交付申請の手続きを指導した。

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

- HACCP に基づく衛生管理研修会 : 4 回（うち Web 2 回）
（対面：26 人/Web：97 アクセス）
- HACCP の考え方を取り入れた衛生管理研修会 : 4 回開催／39 人
- 宮城 HACCP 導入支援制度 : 0 件
- HACCP 講習の実施 : 7 件（160 施設／318 名）
- HACCP 導入率（一部実施を含む、新規申請施設を除く） : 83%

【水産業振興課】

- HACCP 認証取得に関する補助事業の相談件数 : 15 件

■ 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大 (施策 10)

▶ 基本計画

外食に対する消費者の信頼性の確保に向けて、「食材王国みやぎ地産地消推進店」の登録制度を利用し、外食事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組を支援します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食産業振興課】

- 県産食材を積極的に利用し、産地をメニュー等で表示することで地産地消の推進に取り組んでいる県内の飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録した。



宮城サーモンの焼びたし
(みちのく海と陸 和食 緒)
(富谷市)



山元ツリーいちごパフェ
(Berry Very Lab)
(山元町)



蔵王山麓ハンバーグ
(地産地消レストラン
みのりキッチン)
(白石市)

宮城旬鮮探訪

<https://shunsentanbou.pref.miyagi.jp/>



▶ 主な成果

【食産業振興課】

- 新規地産地消推進店登録数 : 12 店舗 (延べ 540 店舗 (R8.3.31 現在))

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
HACCP 研修会参加施設数(施設)	110	211	200

2 監視指導及び検査の徹底

(1)生産段階における安全性の確保

■農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化（施策 11）

▶ 基本計画

農業関係では、農薬取締法に基づき、安全で安心な農産物を供給するため、農薬販売者及び使用者への立入検査を実施します。農薬販売者に対しては、適正な届出の実施、倉庫での保管管理、店頭での展示販売に対する検査を実施します。また、農薬使用者に対しては、農薬使用基準の遵守、記帳の推進、適正な農薬の保管管理に対する検査を実施します。

水産関係では、事業者に対して医薬品の適正使用や養殖管理の実施に対する指導を行い、安全な養殖魚の生産体制を構築します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【みやぎ米推進課】

- 安全で安心な農産物の供給を図るため、農薬販売者及び農薬使用者を対象に農薬取締法に基づく立入検査を実施した。農薬販売者の検査では、帳簿の備え付け、適正な保管管理、店頭表示等を中心に確認した。
- 農薬使用者の検査では、農薬使用基準の遵守、適正な保管管理、帳簿記載等を重点的に確認した。

【水産業基盤整備課】

- 安全で安心な養殖魚の生産体制を構築するため、魚類養殖業者に対して、水産用医薬品の適正使用や養殖管理に関する巡回指導等を行った。

▶ 主な成果

【みやぎ米推進課】

- 農薬販売者に対する立入検査数：203（昨年度 263）件
（農薬販売者数 1,120（昨年度 1,126））
- 農薬使用者に対する立入検査数：33（昨年度 46）件

【水産業基盤整備課】

- 対象経営体数 : 97 経営体
- 養殖衛生指導を行った経営体数 : 97 経営体
- 内訳（重複する業者を含む）
- 巡回指導によるもの : 27 経営体
- 魚類防疫推進会議によるもの : 56 経営体
- その他によるもの : 88 経営体

■肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施（施策 12）

▶ 基本計画

家畜用飼料の安全性の確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭

和 28 年法律第 35 号) に基づき製造工場等への立入検査を行います。

また、養魚用飼料製造工場の立入検査及び飼料の収去検査を行い、養殖飼料の安全性を確保します。

肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和 25 年法律第 127 号）に基づき生産業者の立入検査を実施します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【みやぎ米推進課】

- 肥料の品質保全及び公正な取引を確保するため、肥料の品質の確保等に関する法律に基づき、肥料の生産業者に対して立入検査を実施し、生産されている肥料の収去・分析を行った。

【畜産課】

- 家畜用飼料の安全性確保のため、飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)に基づき、飼料製造工場などへの立入検査を行った。

【水産業基盤整備課】

- 養魚用飼料の安全性確保のため、養魚用飼料及び養魚用飼料の原料となる魚粉の製造工場への立入、収去検査を行った。



特殊肥料(堆肥)の収去の様子



家畜用飼料の収去検査

▶ 主な成果

【みやぎ米推進課】

- 肥料成分不足・違反 : 0 件
- 肥料生産業者への立入検査 : 24 件
- 収去検査(特殊肥料等) : 21 件

【畜産課】

- 飼料製造工場及び飼料販売店への立入検査 : 30 件(製造工場数 25)
- 飼料分析検査 : 25 点
- うち動物由来たんぱく質混入検査 : 5 点

【水産業基盤整備課】

- 養魚用飼料及び魚粉製造工場への立入検査 : 9 件(製造工場数 8)
(うち違反件数 : 0 件)
- 養魚用飼料及び魚粉の分析検査 : 9 点
(うち違反件数 : 0 件)

■動物用医薬品の流通，販売等に関する指導（施策 13）

▶ 基本計画

動物用医薬品の適正な使用のため、動物用医薬品の販売の取締り及び適正な使用に関する指導を行います。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【家畜防疫対策室】

- 動物用医薬品の適正使用のため、動物用医薬品販売業の立入検査及び適正使用に関する指導を行った。

▶ 主な成果

【家畜防疫対策室】

- 動物用医薬品販売業立入検査 : 60 件 （販売業者数 337）
- 動物用医薬品販売業者への指導件数 : 3 件

■高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施（施策 14）

▶ 基本計画

高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング検査として農場においてウイルス分離・抗体検査等を実施するほか、定期的な監視（モニタリング）検査を実施します。また、県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異常の早期発見の体制を整備し啓発に努めます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【家畜防疫対策室】

- 高病原性鳥インフルエンザの予防のため、定点モニタリング及び強化モニタリング検査を実施した。
- 県内養鶏農場から死亡羽数の報告を求め、異常を早期発見する体制を維持した。

▶ 主な成果

【家畜防疫対策室】

- 定点モニタリング検査 : 12 戸 480 羽
- 強化モニタリング検査 : 14 戸 140 羽
- 死亡羽数の報告 : 115 戸

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和7年度	目標値 令和7年度
肥料成分不足違反件数割合(%)	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数(件)	6	3	0

(2) 流通・販売段階における安全性の確保

■ 食品営業施設の監視指導の徹底（施策 15）

▶ 基本計画

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、食品営業施設等に対する計画的な監視及び指導、規格基準検査を実施します。特に、食中毒が発生すると大規模化する恐れがある給食施設、旅館等への監視を重点的に実施します。施設の監視の際には HACCP に沿った衛生管理の実施について指導します。

また、定期的な食品衛生担当国会議等の開催により、業務の進捗管理や情報共有を行い、事業の最適化を図ります。

食中毒の発生を未然に防止するため、食中毒予防月間を設け、広域流通食品の製造施設等の一斉監視及び保健所の食品衛生監視員による講習会を実施するとともに、食中毒予防キャンペーン等の啓発活動を行います。

食中毒の発生時には、原因食品や汚染経路の特定等迅速な対応により、被害拡大の防止と再発防止に努めます。魚介類による腸炎ビブリオ食中毒の発生予防の観点から、「腸炎ビブリオ注意報」を発令し営業者や県民への注意喚起を行います。さらに、牛レバー、豚肉及び豚内臓の生食禁止について指導を行います。冬期間に増加するノロウイルス食中毒の防止について、営業者や県民に啓発を行います。

また、食中毒の発生状況に応じて、営業者や県民へ情報提供することで注意喚起や予防に関する啓発活動を行います。

ふぐ取扱者の認定について試験制度を創設し、ふぐ取扱者の知識と技術の向上を図ります。

さらに、食品衛生法の改正により、指定成分等含有食品における健康被害情報の届出等が義務づけられたことから、健康食品についても不適切な製品の流通や健康被害の発生を防ぐための監視指導に取り組みます。

併せて、食品営業施設における新しい生活様式への対応について助言し、食品関係団体が策定したガイドラインを紹介することなどにより、食品営業施設内での利用客を含めた新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を予防します。

▶ 令和7年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 令和7年度「宮城県食品衛生監視指導計画（以下「監視指導計画」という。）」に基づき、食品営業施設等に対する監視指導を計画的に実施し、適切な衛生管理等を指導した。
- 定期的に食品衛生担当国会議等を開催し、情報の共有に努めた。
- 食中毒予防月間には、広域流通食品の製造施設等を対象とする集中的な一斉監視、食品事業者を対象とする講習会のほか、消費者を対象とする街頭キャンペーン、広報等普及啓発事業を実施し、手洗いの励行や、食肉の加熱徹底、生食用鮮魚の寄生虫の危険性など、食中毒予防を啓発した。

▶ 主な成果

- 飲食店及び食品製造施設等監視指導施設数 : 28,237 施設
うち重点監視施設 : 485 施設
- 飲食店及び食品製造施設等監視延べ件数 : 11,899 件
うち重点監視施設 : 794 件

※重点監視施設

大規模食中毒が発生するおそれのある施設の他、不良・違反食品が発生しやすい業種、広域に流通する食品を製造・加工する施設など、重点的に監視を実施する対象として各保健所（支所）において設定した施設。

■食品検査による安全性の確保（施策 16）

▶ 基本計画

食品の安全を確保するため、輸入食品をはじめ県内に流通する食品の規格基準検査、食品中の残留農薬、添加物、アレルギー物質等の検査を継続して実施し、食品衛生法に違反した食品の流通を防止します。

また、県内に流通する輸入食品について、残留農薬、残留動物用医薬品、遺伝子組換え食品、添加物、アレルギー物質等の検査を実施し、関係機関と連携することにより不適切な輸入食品の流通を防止します。食品検査の項目は、国内や検疫における違反事例等を考慮し、見直しを図ります。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 食品の安全を確保するため、県内に流通する食品（輸入食品を含む）について、食品衛生法に基づく残留農薬、添加物など規格基準に関する検査を実施し、基準逸脱や誤った表示が記載された食品の流通を防止した。
- 検査実施機関において、検査の実施に必要な設備や機器の保守点検、更新等の検査環境整備を図ると共に、検査精度管理を実施し、検査成績の信頼性を確保した。

▶ 主な成果

- 改善指導件数 : 7 件
- 収去検査（細菌検査） : 1,204 検体
- 収去検査（理化学検査） : 721 検体
- 特殊有害物質等検査 : 456 検体
(うち残留農薬検査 : 82 検体／うち輸入食品検査 : 125 検体)

■安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE 対策を含む）の徹底（施策 17）

▶ 基本計画

安全で衛生的な食肉及び食鳥肉を供給するため、と畜検査、食肉検査を実施するとともに、食肉及び食鳥肉に残留する動物医薬品等の検査及び腸管出血性大腸菌検査等を実施します。また、最新知見の収集、技術習得の機会に、と畜検査員や食鳥検査員を派遣し、検査技術や精度の向上、衛生指導技術向上を目指します。

また、かきによる食品事故を未然に防ぐため、かきの採取海域の加工基準の確認、かき処理場、入札場、かき加工場（仲買業者）、魚介類販売店における各段階の監視指導及び収去検査を実施し、生食用かきの規格基準の遵守並びにその取扱いの指導強化等を図ります。

BSE 対策としては、牛海綿状脳症対策特別措置法（平成 14 年法律第 70 号）に基づき、飼料規制や特定危険部位の除去の徹底など、BSE に関するリスク管理に万全を期するとともに、24 か月齢以上で神経症状等を呈する牛の BSE スクリーニング検査を確実にしています。

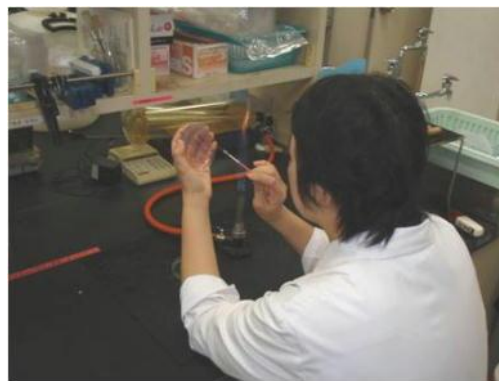
▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- かきによる食中毒を未然に防止するため、かきの採取海域等に関する加工基準の確認、かき処理場等の監視指導、収去検査等を実施し、生食用かきの規格基準の遵守及びその衛生的取扱いを指導するとともに、かき処理場における HACCP の考え方を取り入れた衛生管理について指導・助言を行った。
- と畜検査においては、食用として処理される獣畜について疾病や異常等の排除を行う他、動物用医薬品等の残留検査を実施した。
- 食鳥検査については、指定検査機関における検査実施体制を確認し、必要な助言等を行った。
- と畜場、食鳥処理場の衛生管理に関する監視指導を実施すると共に、HACCP に基づく衛生管理について定期的に検証を実施し、安全な食肉及び食鳥肉の供給を図った。
- BSE 対策では、牛海綿状脳症対策特別措置法に基づき、生体における神経症状の確認および必要に応じた BSE スクリーニング検査の実施の他、特定危険部位の除去の徹底を指導した。



と畜検査（枝肉）の様子



と畜検査の精密検査（微生物）

▶ 主な成果

【かき関係】

- かき処理場 : 96 施設（延べ監視件数：133 件）
- かき袋詰め業者 : 59 施設（延べ監視件数：87 件）
- かき入札場 : 2 施設（延べ監視件数：1 件）

【食肉処理関係】

- と畜場法に基づくと畜場の監視指導 : 148 回（外部検証）

- 食肉輸送車の監視 : 22 台

【食鳥処理関係】

- 食鳥処理場の監視 : 12 回（外部検証）
- 認定小規模食鳥処理場の監視 : 8 回

【BSE 関係】

- BSE 検査頭数 : 0 頭

■米穀事業者の監視指導の徹底（施策 18）

▶ 基本計画

米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律に基づく取引等の記録や産地情報の伝達について、東北農政局と連携しながら、生産者等を対象に立入検査や指導を実施するとともに制度の周知啓発を図ります。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【みやぎ米推進課】

- 米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（米トレーサビリティ法）に基づく取引等の記録や産地情報の伝達について、宮城県域の生産者等を対象に調査、指導を行った。

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
食品営業施設の監視指導率(%)	116	118	100
食品検査率(%)	98.6	97.1	100
かき処理場等の監視指導率(%)	94.0	105.2	100

(3)食品表示の適正化の推進

■適正な食品表示を確保するための監視指導の実施（施策 19）

▶ 基本計画

食品表示の遵守状況等を点検し、適正な表示を確保するため、製造所、販売店舗等における監視指導を行います。特にアレルギー物質を含む製品及び健康食品に関する表示等の監視を徹底し、健康被害を防止するために、使用原材料の点検を行うとともに、食品衛生責任者等を対象とした講習会を開催し、食品の適正な表示の遵守・徹底を指導します。

また、監視指導にあたっては、従事する職員に対して関係法令等の研修を充実します。県民からの相談、問い合わせに対応する「食の 1 1 0 番」、「食品表示 1 1 0 番」、消費生

活センター及び食品相談窓口等に寄せられた被疑情報については、関係法令に基づき、国、市町村及び県機関内で連携強化を図りながら、随時、適正表示に向けた調査・指導を行います。

特に、食品表示法（平成25年法律第70号）の施行に係る経過措置期間が満了したことから、適正表示の監視指導の充実を図ります。

輸入生かきの混入（偽装）を防止するため、輸入生かき偽装防止特別監視員による確認調査を実施します。

▶ 令和7年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 食品表示法に基づく表示に関し、衛生事項、品質事項及び保健事項について、それぞれ所管する部署において、食品関連事業者からの相談対応及び監視指導等を行った。
- 食品表示のうち衛生事項については、広域流通食品を中心に監視した。食品製造・加工等事業者に対し、アレルギー表示等の衛生事項の表示に関して指導し食品表示の不備による健康被害の防止を図ったほか、食品事業者に向けた講習会等の機会に、食品表示に関する事項について解説し適正表示を啓発した。
- 消費者から「食の110番」に寄せられた食品衛生に関する相談や情報のうち、食品表示に関する事項への対応として、食品事業者へ適切な表示を助言したほか、必要に応じて食品表示の改善を指導した。

【健康推進課】

- 食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者からの相談対応及び指導を行い、食品表示の適正化に努めた。

【薬務課】

- 無承認無許可医薬品（医薬品成分を含有する健康食品）の県内流通実態を把握するため、販売店舗から健康食品の買上げ調査を実施した。
- 不適切な医薬品的効能効果の標ぼうに対する指導や広告を行う前の事前指導を行った。

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

（衛生事項）

- 食の110番への食品表示に関する相談及び通報等 : 88件

（品質事項）

- 食品表示110番等への相談及び通報等 : 153件

【健康推進課】

- 栄養成分表示に関する相談／指導 : 56件／11件
- 健康保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する相談／指導 : 3件／1件

【薬務課】

- 医薬品販売店舗におけるダイエット食品・滋養強壮食品買上げ調査品目数 : 3品目
- 不適切な医薬品的効能効果の標ぼうに対する指導 : 1件
- 広告を行う前の事前指導 : 0件

■ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施（施策 20）

▶ 基本計画

日常の購買行動を通じて消費者の視点から食品表示について継続的に監視し、その結果を定期的に県に報告する「食品表示ウォッチャー」を配置し、不適正表示の疑義報告のあった事業者に対し確認調査を実施するなど、食品表示の適正化を推進します。

食品表示ウォッチャーに対しては、調査実施前に食品表示の基礎知識、根拠法令、制度改正等の最新情報について、研修会、情報提供等を行うほか、調査期間中には随時問い合わせに対応するなど、人材育成面を加味して事業を実施します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 県民の中から 100 人に対しウォッチャーを委嘱し、6 月から 12 月にかけて、スーパーを対象とした調査・報告を実施した。
- モニタリング調査にあたり、業務説明会において表示に関する研修を実施したほか、県民向け広報誌「食安通信」において、食品表示の知識の提供及び調査結果のフィードバックを行った。
- 不適正表示の疑義があった事業者に対しては、所管庁への回付又は訪問による確認調査を実施し、必要な指導を行った。



ウォッチャーへの業務説明・表示に関する研修

▶ 主な成果

- 食品表示ウォッチャーの委嘱数 : 100 名
- 食品表示ウォッチャーによるモニタリング調査 : 1,188 件

■食品表示に関する研修会等の実施（施策 21）

▶ 基本計画

食品表示について、消費者及び事業者からの相談に的確に対応するとともに、特に今後経過措置期間が満了する加工食品の原料原産地表示制度、改正が決まっている遺伝子組み換え表示制度等について、事業者向けの研修等により、一層の普及啓発を図ります。また、要請に応じて食品表示に関する講師派遣を行います。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 事業者等が開催する食品表示に関する研修会等に出前講座の講師として職員を派遣した。また、年間を通じて、消費者や事業者からの食品表示に関する相談に対応し、適正表示の普及と指導を行った。
- 食品表示法（品質事項）、景品表示法に関する簡易な解説動画を作成し公開した。

【健康推進課】

- 食品表示法（保健事項）及び健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止等について、食品関連事業者や県民に対して研修会やホームページ等で情報提供を行い、適正な食品表示に関する普及啓発を行った。また、県民向けの啓発媒体として普及パネルを作成し、県庁及び各保健所で活用した。

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

- 食品表示に関する研修会への講師派遣 : 7 回（138 人）

【健康推進課】

- 栄養成分表示等に関する研修会 : 37 回（1,397 人）
- うち虚偽誇大広告等の禁止に関する研修会 : 0 回（0 人）

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
食品表示適正店舗数の割合（％）	99.7	100	100
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数 (回)	14	44	20

(4) 食品の放射性物質検査の継続

■ 農林水産畜産物等の検査（施策 22）

▶ 基本計画

原子力災害対策本部が策定する「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づき、県産農林水産畜産物等の放射性物質検査を実施して安全確保に万全を期すとともに、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で検査結果を速やかに公表し、県民の不安解消を図ります。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食産業振興課】

- 原子力災害対策本部が定めた「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」に基づいて、県内で生産される主要な農産物、林産物、畜産物、水産物等について、四半期ごとに「農畜水産物等の放射性物質検査計画」を定め、検査を実

施した。

- 検査に当たっては、品目に応じ外部検査機関への委託やゲルマニウム半導体検出器（精密検査機器）等で検査を実施し、基準値を超過した際は、出荷自粛の要請等により、安全性が確認された食品の流通に努めた。
- 放射性物質検査の計画・結果は、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で、速やかに公表した。

【林業振興課】

- 非破壊検査器によるスクリーニング検査を条件に出荷制限が一部解除された林産物について、スクリーニングレベルを超過した検体は適切に回収し、モニタリング検査検体として外部検査機関への委託検査を実施し、検査後は適切に廃棄処分を行った。
- 検査計画に基づく検査は、外部検査機関への委託（精密検査）で実施した。
- なお、基準値超過検体は、スクリーニング検査を条件に出荷制限が一部解除された林産物の出荷前検査及び出荷制限解除に向けたモニタリング検査の検体であり、適切な廃棄処分を実施し、安全性の確保に努めた。



非破壊検査器による放射性物質濃度検査

▶ 主な成果

【農産関係】対象：県内産の野菜類・果実類、穀類

- 穀類（米・麦類・大豆・そば）：精密検査 102 点（うち基準値超過 0 点）
- 野菜・果実類：精密検査 200 点（うち基準値超過 0 点）

【畜産関係】対象：県内産の原乳及び牛肉

- 原乳：精密検査 12 点（うち基準値超過 0 点）
- 牛肉：簡易検査 5, 122 点（うちスクリーニング値超過 0 点）

【水産関係】対象：県内で水揚げされる水産物

- 精密検査：4, 106 点（うち基準値超過 0 点）

【林産物関係】対象：県内産のきのこ・山菜類

- 精密検査：435 点（うち基準値超過 20 点）
- 非破壊検査：3, 593 点（うちスクリーニング値超過 80 点※）

※スクリーニングレベルを超過したものは精密検査を実施の上、廃棄されている。

※出荷制限が一部解除された地域の「野生きのこ」、「たけのこ」、「こしあぶら」については、出荷前の全量について非破壊検査を行い、スクリーニングレベル以下であることが確認されたもののみを出荷可能としている。

【野生鳥獣関係】対象：県内で捕獲された野生鳥獣（イノシシ等）の肉及び出荷対象となるニホンジカの肉

- ツキノワグマ肉等 : 精密検査 72 点(うち基準値超過 3 点)
- イノシシ及びニホンジカ : 精密検査 518 点(うち基準値超過 4 点)
- 結果を速やかに報道機関や県ホームページを通じて公表するなどにより、県民の不安解消が図られたとともに、事業者の経営安定に寄与した。

■ 流通食品の検査（施策 23）

▶ 基本計画

県内に流通する食品の安全性を確認するため放射性物質検査を実施するとともに、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」等で検査結果を速やかに公表します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 令和 7 年度宮城県食品衛生監視指導計画及び四半期ごとに定める「農畜水産物等の放射性物質検査計画」に基づき、県内に流通する食品について、計画的に放射性物質検査を実施した。

▶ 主な成果

対象：県内に流通する牛乳、清涼飲料水(ミネラルウォーター、茶等)、乳児用食品、一般食品等

- 精密検査：飲料水、牛乳、乳児用食品 : 22 点(うち基準値超過 0 点)
- 簡易検査：一般食品 : 151 点(うち基準値超過 0 点)
(うち豚肉(流通前)、めん羊肉(流通前) : 41 点)

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
農産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
林産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	120	100	100
畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100
水産物の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	128	100	100
流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率(%)	100	100	100

※計画件数以上の検査を行ったものは 100%を超えています。

Ⅱ 食の安全安心に係る信頼関係の確立

1 情報共有及び相互理解の促進

(1) 情報の収集、分析及び公開

■ 県民への分かりやすい情報の迅速な提供（施策 24）

▶ 基本計画

食の安全安心に関する情報の収集及び分析に努め、ホームページ等における情報提供に当たっては、情報発信の対象を考慮しながら、分かりやすさ、アクセスのしやすさ等に配慮します。各種印刷物の配布、テレビ等のマスコミ及びみやぎ出前講座等の県民と接する機会を活用し、適切な情報提供に努めるとともに、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで適時適切に公表します。

また、新型コロナウイルス感染症等の感染拡大を予防するため、食品営業施設における新しい生活様式について周知を図るとともに、食品関係団体が策定したガイドラインを紹介するなど、ホームページ、メールマガジン等を通じ、県民への情報提供及び注意喚起を行います。

県産食材への理解を深めるため、「食材王国みやぎ」の Facebook や Instagram を活用し、各地域での取組や食育、地産地消等といった観点からも、効果的な情報発信を行います。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 県民に対して食の安全安心に関するアンケートやセミナーアンケートを実施した。
- 食の安全安心に関する情報発信のため X（旧 Twitter）、県ホームページへの情報掲載など、迅速でわかりやすい情報提供に努めた。

【食産業振興課】

- 食材王国みやぎ公式 Facebook 及び食材王国みやぎ【公式】Instagram を活用し、県産食材・食品の紹介やレシピ等について情報発信を行った。

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

- 食の安全安心に関する県民アンケート回答数：19,326 件

【食産業振興課】

- Instagram フォロワー数：約 12,000 人（対前年度約 5,000 人増）



<https://www.facebook.com/foodkingdom>

食材王国みやぎ Facebook



https://www.instagram.com/miyagi_foodkingdom/

食材王国みやぎ【公式】Instagram

■監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表（施策 25）

▶ 基本計画

宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、監視指導、食品の収去検査等を実施し、その結果を適切に公表することで、県民への情報提供に努めます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 令和 7 年度宮城県食品衛生監視指導計画に基づき、実施した監視指導及び食品の検査等の実績、食品の安全や自主回収に関する情報等について、ホームページで随時公表した。

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

- パブリックコメントでの収集意見数 : 14 件

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
食の安全安心ホームページアクセス数(件)	68,780	139,283	100,000

(2)生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進

■消費者と生産者・事業者との相互理解の促進（施策 26）

▶ 基本計画

みやぎ食の安全安心消費者モニターを対象に、食品工場見学会、生産者との交流会及び研修会を開催し、消費者及び生産者・事業者の相互理解を促進します。また、食の安全安心セミナー及び地方懇談会を開催し、県民の食の安全安心に関する知識の習得や、消費者及び生産者・事業者との交流を図ります。

「地域食と農の相談窓口」において、生活者の食と農の疑問等に答えるとともに、当該窓口についてホームページ等で周知していきます。また、相談内容を分析し、生活者の食と農に関する意向把握や理解促進に努めていきます。

環境保全型農業及び農産物の安全性等を確保する GAP の取組について、PR 販売会、消費者と生産者の交流会等の開催等を通じて、さらなる理解促進を図るとともに、ホームページ等による情報発信に努めます。

県産食材の消費拡大と本県一次産業に対する理解促進、生産者の生産意欲向上を図るため、「すくすくみやぎっ子 みやぎのふるさと食材月間」の実施や、県内野菜等についての情報誌「すくすくみやぎっ子通信」の発行等、学校給食における県産食材利用拡大に向けた普及啓発活動を実施します。

また、学校給食関係者との情報共有により、相互理解を深めながら、学校給食における地場産物の活用率の向上を図ります。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 食の安全安心に対する消費者の理解促進を図るため、食の安全安心セミナーを 3 回開催したほか、各圏域において地方懇談会を 8 回開催した。地方懇談会では、販売会、見学会及び勉強会等を通じて、消費者と生産者・事業者との相互理解の促進に資する交流機会を提供した。

【農業振興課】

- 食と農に関する消費者の理解促進を図るため、県内 9 か所の農業改良普及センターと農業振興課に「地域食と農の相談窓口」を設置し、消費者のほか農業者等からの食と農に関する疑問や質問を随時受け付け、回答を行った。

【みやぎ米推進課】

- 学校給食用米穀として県産ひとめぼれ 1 等米を供給する際、令和 7 年産米の供給価格が基準価格を超えたことから、市町村及び J A グループ宮城に対し、掛かり増し経費の一部を補助した。
- 環境保全型農業等の取組についての理解促進を図るため、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」で認証された農産物等の PR 販売会や、認証農産物の収穫体験を含めた消費者交流バスツアーを実施した。
- 県認証に係るアンケートの回答者に抽選で賞品が当たる「令和 7 年度みやぎの環境にやさしい農産物 PR キャンペーン」を実施した。

【農業政策室】

- 県内産農林水産物に関する小・中学校向け情報誌「すくすくみやぎっ子通信」を年 4 回発行し、学校給食関係者への情報提供を通じて食育を推進するとともに、県産食材の学校給食への利用促進を図った。また、「すくすくみやぎっ子ふるさと食材月間」と位置づけている 11 月においては、学校給食への県産農林水産物の積極的な利用を呼びかけた。

【畜産課】

- 学校給食関係者との情報共有により、相互理解を深めながら、学校給食における牛乳の活用推進を図った。
- 学校給食用牛乳製造に関わる生乳取扱者への 2 回の講習会の講師を勤め、知識の習得を支援した。
- 学校給食用牛乳の安全性確保のため、学校給食関係者や乳業メーカーと製造・流通における適正管理や緊急時供給体制についての相互理解を図った。

【林業振興課】

- 出荷制限解除が進む原木しいたけなどの県産きのこや山菜について、消費者の理解促進と生産者の生産意欲向上を図るため、県庁ロビーでの山の幸販売会や、県産きのこを活用した料理教室を実施した。このほか、民間集客施設において植菌体験会を実施したほか、生産現場の見学会の実施を支援した。

【保健体育安全課】

- 栄養教諭等を対象とした研修を通じて、県産食材の活用促進と食育の展開を図り、学校給食における県内産農林水産畜産物の利用拡大を推進した。
- 全国学校給食週間の開催に合わせ、県民向けイベント「伊達な学校給食フェア」を実施した。食に関する指導との連携を図るとともに、地域の地場産物を活かした特色ある給食献立を提供し、地産地消や学校給食に対する県民の理解と関心を深めた。



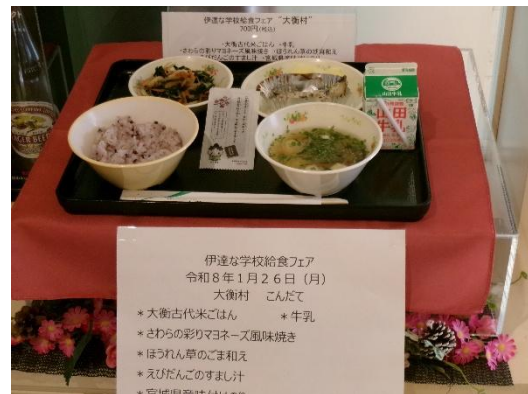
県認証制度 PR 販売会



県認証制度消費者バスツアー



植菌体験会の実施



伊達な学校給食フェア

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

- 県民アンケートで消費者と生産者・事業者との相互理解が十分・やや十分と感じる消費者モニターの割合：61.3%

【農業政策室】

- 「すくすくみやぎっ子通信」発行回数：4回

【農業振興課】

- 地域食と農の相談窓口への相談実績：99件

【みやぎ米推進課】

- 県認証農産物のPR販売会開催数：4回(5日間)
- みやぎの環境にやさしい農業を知ろう！消費者交流バスツアー参加者：20名
- 令和7年度みやぎの環境にやさしい農産物PRキャンペーン応募数：842件

【林業振興課】

- 宮城県産山の幸販売会：6回(5、7、9、11、12、3月：計17日間)開催
延べ出展者65人

【保健体育安全課】

- 伊達な学校給食フェア集客数：517人(5日間)
- 学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目割合：43.0%

■関係団体等との連携・協働の推進（施策27）

▶ 基本計画

食中毒予防、HACCPに沿った衛生管理等に関する啓発、食品事業者からの相談応需について、公益社団法人宮城県食品衛生協会と連携し推進するとともに、同協会が実施する食品衛生指導員による巡回指導、HACCP研修会の開催等の活動を支援します。

水産物については「みやぎ水産の日」を核として給食事業者や調味料メーカー等の企業と連携した県産水産物利用促進や情報発信により、需要拡大に取り組んでいきます。

▶ 令和7年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 公益社団法人宮城県食品衛生協会と連携し、研修等を通じて食品衛生推進員等の資質向上や最新の知見の習得を図った。
- 食品衛生指導員による地域の食品営業事業者への巡回指導の実施やHACCP研修会の開催等の活動に際し、保健所担当者が講習を行う等技術的に支援した。

【水産業振興課】

- 県民に対し、水産物の理解促進と消費拡大を図るため、平成26年に制定した「みやぎ水産の日」(毎月第3水曜日)を核として、企業と連携した県産水産物の利用促進への取組や県ホームページ、Facebook等を活用した情報発信、家庭内での県産水産物の継続消費を目的とした料理教室、出前講座等による魚食普及活動を実施した。



みやぎ水産の日

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

- 食品衛生協会の食品衛生推進員等の研修を実施 : 4 回
- 食品衛生指導員による巡回指導の実施 : 15,941 回

【水産業振興課】

(企業との連携)

- 県内量販店での県産ギンザケ、県産カキの販売促進
- 九州地方の百貨店、北関東地方の量販店・飲食店での県産水産物の販売促進
- 仙台白百合女子大学、卸売会社、量販店と連携した県産水産物を活用した商品開発(情報発信)

- 県ホームページ、Facebook、Instagram 等を活用し、毎月のおすすめ食材やレシピ等を紹介

(料理教室)

- 県民向けの料理教室実施回数 : 12 回(延べ受講者数 218 名)
- (出前講座(料理教室を除く))
- 水産物の効能等に関する講座実施件数 : 4 件(延べ受講者数 70 名)

■食育の推進（施策 28）

▶ 基本計画

みやぎの「食」に関する情報を発信する人材を登録し、学校、生涯学習施設等へ派遣し、講演や体験活動を促進する食材王国みやぎ「伝え人（びと）」登録・活用促進事業や高校生地産地消お弁当コンテストを通じ、みやぎの「食」や「食材」への関心を高め、地産地消の必要性への理解度向上を図り、食育を推進します。

第4期宮城県食育推進プラン（計画期間令和3年から令和7年まで）に基づき、市町村、関係団体、みやぎ食育コーディネーター等との連携を図るほか、イベントやデジタルコンテンツを有効活用した普及啓発により食に関する知識を深め、安全な食品を自ら選択する力を習得できるよう意識の向上を図ります。

▶ 令和7年度の実施状況

【健康推進課】

- みやぎ食育コーディネーターの活動をホームページやみやぎ食育通信（2回発行）

- などで紹介するとともに、みやぎ食育コーディネーターの研修会を2回開催した。
- 食育の優良事例を広く周知するため、県内で食育活動を実践している3団体に対し、みやぎ食育表彰を贈呈し、その活動をホームページ、ラジオ等で周知した。
- メディアの協力を得てラジオによる情報発信や県内全ての小学5年生を対象に食育情報を掲載した冊子を配布した。

【食産業振興課】

- 食育・地産地消の実践的な取組に対する支援や民間企業等と連携した地産地消のPRを行ったほか、食材王国みやぎ「伝え人」の活動促進、高校生を対象とした地産地消お弁当コンテストを開催した。

▶ 主な成果

【健康推進課】

- みやぎ食育コーディネーター研修会開催回数 : 2回
- みやぎ食育コーディネーターが実施する研修会等への参加人数 : 40,801人

【食産業振興課】

- 県食材王国みやぎ「伝え人」取組件数 : 391件
- 高校生地産地消お弁当コンテスト応募数 : 17校 86件



食材王国みやぎ「伝え人」



高校生地産地消お弁当コンテスト

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和7年度	目標値 令和7年度
県からの情報提供が十分・概ね十分と感じる消費者モニターの割合(%)	50.2	49.6	70.0
学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合(%)	39.0	43.0	40.0
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数(人)	36,196	40,801	40,000

(3)放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進

■リスクコミュニケーションの充実（施策 29）

▶ 基本計画

東京電力福島第一原子力発電所事故から約10年となり、放射性物質汚染に対する県民の意識変化や、原子力発電所に係る安全・防災対策に関し、とりまく状況が大きく変化しました。

そのため、本県の原子力発電所に関する安全対策や防災対策、放射線・放射能の知識等、新たなコンテンツをメインとし、県民の不安解消や正しい理解を図るため、「みやぎ原子力情報ステーション」を適宜更新・改修しながら運営していきます。

併せて県内市町村における放射線・放射能測定支援、市町村担当者や一般消費者を対象としたセミナーの開催等を引き続き行います。

▶ 令和7年度の実施状況

【原子力安全対策課】

- 東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴う放射性物質の県内への影響については、全県的な測定体制を体系的にまとめた宮城県放射線・放射能測定実施計画に基づき、放射性物質等の測定を行い、その把握に努めた。
- 測定結果については、県の原子力・放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」において速やかに情報提供を行った。
- 原子力安全対策課の公式X（旧 Twitter）を通じて「放射線・放射能の基礎知識」などを発信し、正しい知識の普及・啓発に努めた。
- ポケットサインの「宮城県からのお知らせ」において、「みやぎ原子力情報ステーション」へのリンクを毎月掲載することにより、県民に対する情報発信の強化に努めた。
- 市町村の住民持ち込み放射能測定担当職員等を対象とした測定技術研修会を開催し、市町村担当者の側面支援を行った。



https://twitter.com/n_info_miyagi/

原子力安全対策課公式 X



<https://www.r-info-miyagi.jp/r-info/>

みやぎ原子力情報ステーション

▶ 主な成果

- 「みやぎ原子力情報ステーション」年間アクセス数：44,232 件
(令和8年3月末時点)
- ポケットサイン「宮城県からのお知らせ」からみやぎ原子力情報ステーションへのリンク掲載更新回数：6 回（R7.10～R8.3）
- 住民持ち込み放射能測定担当職員等を対象とした測定技術研修会開催回数：2 回

■ 水道水の検査結果の公表（施策 30）

▶ 基本計画

水道水の安全安心を確保するため、市町村等が実施し本県に報告のあった水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」において公表します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 市町村等が実施する水道水中の放射性物質の測定結果を取りまとめ、県の放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」等において公表した。

▶ 主な成果

- 県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数：12 点（うち基準値超過数 0）
- 市町村が実施する水道水の放射性物質測定数：474 点（うち基準値超過数 0）

■ 住民持ち込み測定（施策 31）

▶ 基本計画

県民が自ら育てた自家消費用の農産物等への不安を払拭するため、市町村が実施する放射性物質の測定結果を取りまとめ、県ホームページ「みやぎ原子力情報ステーション」において公表します。一部の品目において現在も出荷制限の指示等が継続されており、いまだに不安を抱く県民もいることから、今後も正確で分かりやすい広報により県民の不安払拭に努めます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【原子力安全対策課】

- 自家消費農産物や自然から採取した山菜など住民が持ち込んだ食材について、市町村が実施した放射性物質の測定結果を取りまとめ、毎月、県の原子力・放射線・放射能に関するポータルサイト「みやぎ原子力情報ステーション」で公表し、県民の不安払拭に努めた。

▶ 主な成果

- 市町村の測定合計件数：94 件
（うち基準値超過数：野生キノコ類 2 点（令和 8 年 3 月末時点））
- 測定の結果及び基準値超過品目については、市町村から測定依頼者に対して飲食に供しないよう指導した

小分類別数値目標
設定項目なし

2 県民参加

(1) 県民総参加運動の展開

■ 県民が参加する消費者モニター制度の推進（施策 32）

▶ 基本計画

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、条例第5条に規定する消費者としての役割を自らの行動で積極的に果たす人材を育成するため、また、各種施策に様々な世代の意見を吸収し、反映することができるよう、広報活動を展開し、「食の安全安心消費者モニター」として特に若者や子育て世代の登録を促進します。また、モニターが活動しやすいよう、情報提供や意向把握に努め、より積極的に参加・体験することができるよう、研修会、見学会及び交流会の工夫を図ります。

▶ 令和7年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 各種媒体を活用し、消費者モニターを募集した。
- 全消費者モニターを対象としたアンケート調査を実施し、食の安全安心等に関する意識や意見の把握を行った。
- 食の安全安心に関する正しい知識の普及に向け、食の安全安心セミナーを3回開催した。
- 対象を県民全体に広げた「食安通信」（旧モニターだより）と親子向けの「しょくあんつーしんミニ」をそれぞれ3回発行し、知識の普及啓発に取り組んだ。



食安通信



しょくあんつーしんミニ

▶ 主な成果

- | | |
|-------------------|----------------------------|
| ● モニター登録者数 | : 1,209 名（登録 11 名・取消 11 名） |
| ● 食安通信発行回数 | : 3 回 |
| ● しょくあんつーしんミニ発行回数 | : 3 回 |

■生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援 (施策 33)

▶ 基本計画

県民参加による食の安全安心確保対策を推進するため、食品の生産・製造及び供給の過程における自らの食の安全安心に係る取組を自主基準として定め、公開する生産者・事業者を、「みやぎ食の安全安心取組宣言者」として随時募集・登録します。

生産者・事業者が取り組む「食の安全安心に係る取組（自主基準）」の作成を支援するほか、名称や自主基準等の取組内容をホームページ等で公開するなど事業の広報に努め、安全な食品を提供する責務を果たし、消費者の理解と信頼を得られるようにします。

「みやぎ食の安全安心取組宣言」のロゴマーク及び制度の認知度向上のため、ポスター、パンフレット等を活用した普及啓発活動を行い、更なる制度の普及と県民総参加運動の機運醸成に努めます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 生産者及び事業者が、自らの食の安全安心に関する取組を自主基準として定め公開する「みやぎ食の安全安心取組宣言」の広報・募集を行った。



▶ 主な成果

- みやぎ食の安全安心取組宣言（事業者）：1,867 者（前年度比 94 者減）
- みやぎ食の安全安心取組宣言新規登録者数：26 者

■知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発 (施策 34)

▶ 基本計画

多くの県民が主体的に参画できるよう、消費者及び事業者等の関心や社会情勢を把握し、食の安全安心に関する知識習得のための食の安全安心セミナー、地方懇談会、みやぎ出前講座等を開催します。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 食の安全安心に関する知識習得の機会を提供するため、食の安全安心セミナー等、各種講習会を開催し、加えて後日の動画配信による後日の受講機会も提供した。
- 事業者等からの要請に応じて出前講座を行い、参加者の知識向上を図った。



食の安全安心セミナー

▶ 主な成果

- 食の安全安心セミナー開催回数 : 3 回 (延べ 299 人)
- 地方懇談会開催回数 : 8 回 (延べ 226 人)
- 食品表示に関する出前講座開催回数 : 7 回 (延べ 138 人)

小分類別数値目標

項目	基準値 令和元年度	実績 令和 7 年度	目標値 令和 7 年度
消費者モニターの活動※(延べ参加)率(%)	87	57	95
消費者モニター登録者数(人)	1,035	1,209	1,200
食の安全安心取組宣言者数(者)	2,966	1,867	3,200
各種講習会の参加者数(人)	1,901	555	2,000

※活動率＝消費者モニター延べ参加数／消費者モニター登録者数

※延べ参加数：アンケートへの回答、セミナーへの参加、食品表示ウォッチャー活動への参加などの活動件数の合計です。

(2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映

■ 県民の意見の把握と反映（施策 35）

▶ 基本計画

モニターアンケートの実施、推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー及びモニター研修会の開催、宮城県食品衛生監視指導計画へのパブリックコメント募集等により、広く食の安全安心に関する意向、意見、提言等を把握し、それらを施策に反映させるように努めます。特に、残留農薬、輸入食品の安全性、食品添加物等、県民の不安が大きい事項については、県民の意見を十分に聴取し、施策に反映させます。また、モニター制度の若年層への広報等、幅広い年齢層からの意見が得られるように努めます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 県民アンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、地方懇談会、食の安全安心セミナー、監視指導計画でのパブリックコメント等により、広く県民の意見を把握した。

▶ 主な成果

- 県民アンケートの内、消費者モニター回答者数：1回 359人（全回答数 19,326人）
- みやぎ食の安全安心推進会議：4回
- 食の安全安心セミナー：3回 延べ 299人
- 地方懇談会：8回
- 令和7年度監視指導計画パブリックコメント：14件

■食の安全安心に関する相談窓口の充実（施策 36）

▶ 基本計画

「食の安全安心に関する総合窓口」や「食の110番」、「食品表示110番」等、全ての県民が気軽に食の安全安心に関する相談や通報ができる窓口を設置します。消費者相談には関係機関が連携して適切に対応し、また、県民からの危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、その結果に応じて、関係法令に基づいて速やかに対応します。

▶ 令和7年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 食品衛生及び食品表示に関すること等、食の安全安心全般に関する総合窓口として、食と暮らしの安全推進課に「食品表示110番」を、県内各保健所（支所）に「食の110番」を設置し、県民からの食の安全安心に関する相談や通報に応じた。
- 県民から寄せられた危害情報や被疑情報については、事実確認調査を行い、関係法令に基づき速やかに対応した。また、事業者からの食品表示に関する相談についても、関係機関が連携して、適切な助言を行った。

▶ 主な成果

- 食の110番への相談及び通報等：843件（前年度 866件）
- 食品表示110番への相談及び通報等：153件（前年度 133件）

小分類別数値目標

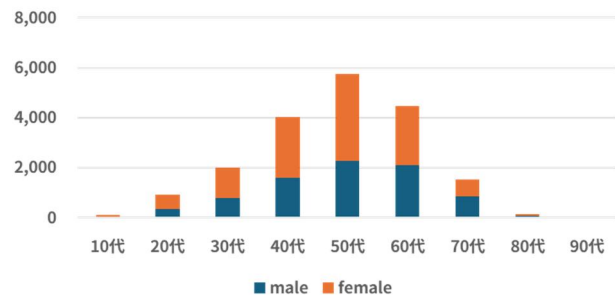
項目	基準値 令和元年度	実績 令和7年度	目標値 令和7年度
地方懇談会の開催回数(回)	18	8	20

特集 令和7年度消費者モニターアンケートの結果概要

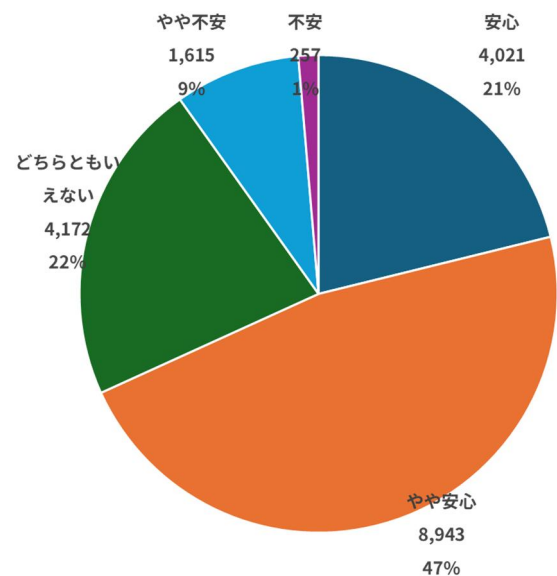
令和7年度消費者モニターアンケートは、デジタル身分証アプリ「ポケットサイン」等を活用して、消費者モニター及び一般県民を対象に実施した。

その結果、19,326人から回答を得た。回答は50代が最も多く、10代から90代まで幅広い世代から回答が寄せられた。

男女年代別



「食の安全安心全般について、どのように感じていますか。」という問いに対して、「安心を感じる」(21%)、「やや安心を感じる」(47%)を合わせて68%の回答者が安心を感じている一方、「不安を感じる」(1%)、「やや不安を感じる」(9%)を合わせて10%の回答者が食の安全安心全般について何らかの不安を感じていると回答した。



Ⅲ 食の安全安心を支える体制の整備

1 体制整備及び関係機関等との連携強化

■食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進（施策 37）

▶ 基本計画

知事を本部長とする対策本部を組織し、関係部局の横断的な体制の整備及び連携により食の安全安心確保のための施策を総合的かつ計画的に推進します。

また、県民の食生活等に重大な影響を及ぼすおそれのある場合は、対策本部会議を招集し、早期解決を図ります。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）に基づく令和 6 年度施策の実施状況について、宮城県食の安全安心対策本部の会議を経て、議会への報告と県民への公表を行った。
- 食の安全安心庁内連絡会議等において関係部局の連携を図り、基本計画に基づく施策の推進を図った。
- 食の安全安心推進基本計画（第 5 期）を策定し公表した。

▶ 主な成果

- 宮城県食の安全安心対策本部会議開催回数 : 1 回
- 食の安全安心庁内連絡会議開催回数 : 12 回

■みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応（施策 38）

▶ 基本計画

食と暮らしの安全推進課をはじめ、関係各課に食の安全安心推進員を、各地方振興事務所等に食の危害要因に係る情報の収集及び連絡にあたる食の安全安心連絡員を配置し、部局を横断した体制を維持します。危機管理対応チーム会議を定期的で開催し、必要に応じて随時開催や構成員以外の参加も求めつつ、食に係る危機の未然防止と発生時の的確な対応に努めます。

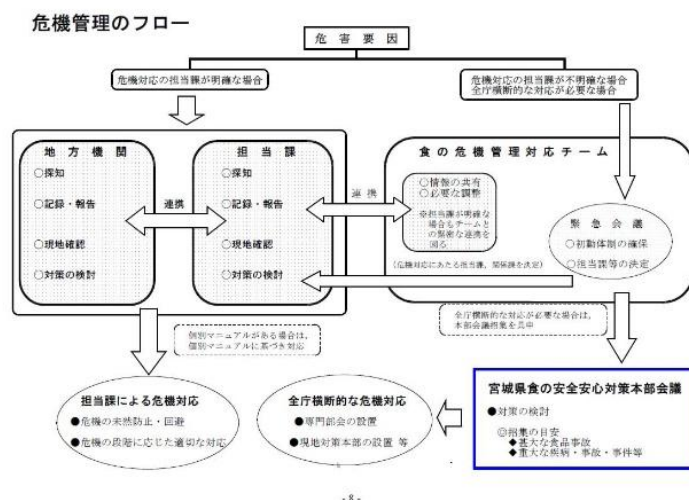
食に関する危害が発生した場合には、みやぎ食の危機管理基本マニュアル等に基づき迅速かつ適切に対応して、被害の拡大防止に努めるほか、県民及び報道機関への適時適切な情報提供に努め、県民の健康被害を最小限にとどめます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 関係課室に食の安全安心推進員、地方機関に食の安全安心連絡員を配置し、食の危害要因に係る情報収集及び食に係る危機の未然防止に努めた。
- 食の安全安心推進員等により構成する食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、

みやぎ食の危機管理基本マニュアル及び関係各課で作成している個別対応マニュアルに基づく事案のほか、放射性物質への対応等、食の危害要因に係る情報共有・意見交換を行った。



マニュアルによる危機管理フロー

▶ 主な成果

- 食の危機管理対応チーム会議開催回数 : 12 回
- 食の危機管理対応チームによる勉強会開催回数 : 1 回

■ 食の安全に関する調査・研究の充実（施策 39）

▶ 基本計画

生産者の取組を支援し、安全な農林水産物を生産する環境づくりに貢献するとともに、食の安全安心に資する調査や試験研究の推進に取り組みます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- かき処理場及び袋詰め業者に対する一斉監視を実施し、かき処理場における HACCP の導入やかきむき期間中に行った監視で見られた課題に対するかき処理事業者への指導内容を共有した。

【水産業基盤整備課】

- 貝毒プランクトン調査定点において、月 1～5 回の頻度で調査を実施し、貝毒プランクトンの発生状況や環境条件(海水温、塩分)を把握した。

▶ 主な成果

【食と暮らしの安全推進課】

- かき処理場一斉監視 : 82 施設
- かき袋詰め業者一斉監視 : 15 施設

■食品の放射性物質に係る調査・研究の充実（施策 40）

▶ 基本計画

農林水産畜産物等に対する放射性物質の影響を把握し、安全安心な生産物を供給するための調査や試験研究に取り組めます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【畜産課】

- 原乳や牧草等における東京電力福島第一原発事故由来の放射性物質の検査を実施し、安全性を確認するとともに、土壌から牧草等への放射性物質移行の機序の解明と移行低減技術について調査・研究に取り組んだ。

【林業振興課】

- 放射性物質の影響により、県内産きのこ原木が利用できない状況が続いていることから、県内産原木利用再開に向けた各種検討を行った。



原乳検査用機械



原木林調査検体採取状況

▶ 主な成果

【畜産課】

- 原乳検査点数 : 12 点（うち基準値超過点数：0 点）
- 草地除染後牧草個別検査点数 : 202 点（うち基準値超過点数：1 点）
- 草地除染後牧草モニタリング検査点数 : 99 点（うち基準値超過点数：0 点）

【林業振興課】

- 県内産原木使用再開に向けた、面的伐採による各種実証の実施：0.9ha
- 原木林伐採後に発生した萌芽枝等の放射性物質濃度の継続調査：25 か所

■国，都道府県，市町村，関係団体との連携（施策 41）

▶ 基本計画

食の安全安心を確保するため、国、都道府県、市町村、関係団体と連携・協働して施策を推進できるよう努めます。

食品衛生関係では、調理食品や外食への需要増加、食品流通の広域化等から、広域食中毒事案の発生も見られ、国、関係自治体等で組織する広域連携協議会等により、密接な連携を図り、食の安全安心の確保に関する情報共有を行い、食中毒事件や違反食品の発生等の緊急時には迅速かつ的確に対応します。

食品表示関係では、消費者庁との連携のほか、東北農政局主催の宮城県食品表示監視協議会等における情報交換に努めるほか、被疑情報に対しては消費者庁、東北農政局や市町村と連携して適切に対処します。

さらに、国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行います。県産農産物の放射性物質対策では、市町村等関係機関・団体等と連携して放射性物質の濃度を把握し、農産物の安全確認を行います。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 広域的な食中毒への対策強化のため、国や関係者で構成する広域連携協議会により、健康被害情報や調査状況等について共有する体制を維持した。
- 広域的な食中毒事例や違反食品の事例では、関係自治体と連携して調査し、情報を共有した。特に保健所を設置する仙台市とは、情報交換を密に行い、連携を図った。
- 食品表示関係では、消費者庁との連携のほか、東北農政局主催の食品表示 110 番に係る情報交換会を通じて情報交換に努めたほか、被疑情報に対しては消費者庁、東北農政局や関係機関の FAMIC、市町村と連携して適切に対処した。
- 国に対し、食の安全安心の確保のために必要な提言・要望を行った。

【園芸推進課】

- 食の安全安心を確保するため、食品流通の広域化等も踏まえ、国、都道府県、市町村、関係団体と連携、協働して施策を推進できるよう努めた。
- 県産農産物の放射性物質対策においては、市町村等関係機関・団体などと連携し、放射性物質検査を実施した。

▶ 主な成果

- | | |
|-------------------|--------------------|
| ● 食品表示 110 番情報交換会 | : 11 回（うち書面開催 6 回） |
| ● 広域連携協議会 | : 1 回 |

2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置

■みやぎ食の安全安心推進会議の設置（施策 42）

▶ 基本計画

学識経験を有する者、消費者を代表する者及び生産者・事業者を代表する者により構成される審議会を設置し、条例の規定に基づき、食の安全安心の確保に関する重要事項を調査審議します。具体的には、食の安全安心の確保に関する施策及び施策の評価に関すること、食の安全安心の確保に関する関係者間の相互理解及び関係者の協働に関すること、食の安全安心の確保に関する県民参加の促進に関すること等について、情報及び意見の交換を行います。また、県民総参加運動の中心的な組織としても引き続き位置付けます。

▶ 令和 7 年度の実施状況

【食と暮らしの安全推進課】

- 「みやぎ食の安全安心推進会議」は書面開催を含めて 4 回開催し、「食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第 4 期）」に基づく令和 6 年度施策実施状況の評価及び「食の安全安心推進基本計画（第 5 期）」の策定について審議を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行った。



みやぎ食の安全安心推進会議会議

▶ 主な成果

- みやぎ食の安全安心推進会議開催回数：4 回

小分類別数値目標

設定項目なし

第3 食の安全安心の確保に関する基本的な計画（第4期）に係る

令和7年度施策の評価

R7 年度評価結果一覧

R7 評価

A	達成している	17	項目
B	概ね達成している	0	項目
C	達成していない	1	項目

A：個別評価（100％以上）／R7 評価（80％以上）
B：個別評価（70％以上 100％未満）／R7 評価（60％以上 80％未満）
C：個別評価（70％未満）／R7 評価（60％未満）

施策体系			R7 評価
大分類	中分類	小分類	
安全で安心できる食品の供給の確保	生産及び供給体制の確立	生産者の取組への支援	A
		農林水産物生産環境づくり支援	A
		事業者の取組への支援	A
	監視指導及び検査の徹底	生産段階における安全性の確保	A
		流通・販売段階における安全性の確保	A
		食品表示の適正化の推進	A
		食品の放射性物質検査の継続	A
食の安全安心に係る信頼関係の確立	情報共有及び相互理解の促進	情報の収集、分析及び公開	A
		生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進	A
		放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進	A
	県民参加	県民総参加運動の展開	C
		県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映	A
食の安全安心を支える体制の整備	体制整備及び関係機関等との連携強化	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進	A
		みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応	A
		食の安全に関する調査・研究の充実	A
		食品の放射性物質に係る調査・研究の充実	A
		国，都道府県，市町村，関係団体との連携	A
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置		A

【施策・目標の分類】

維持型：ある一定の数値を維持することを目標としている施策や目標設定項目

- 5年間に於いて達成している年度や達成していない年度の変動があることから、機械的な評価が困難であるため、担当課室による5年間の施策推進体制等を含めた定性的な自己評価を実施

推進型：5年間の事業推進により、ある特定の数値に向けて事業を推進して行く施策や目標設定項目

- 目標値に対する令和7年度実績の達成度を定量的に評価
- なお、社会情勢の変化など不可避な事由による未達に対しては、その理由を添えて令和7年度の推進体制等を考慮した定性評価を実施

【R7 評価対象】

小分類 18 項目

【自己評価の方法（個別評価）】

評価対象の小分類において、

1. 数値目標を設定している施策については、上記施策型の分類に併せ各個別施策毎に個別評価
維持型：定性評価 / 推進型：定量評価

【個別評価基準（推進型）】

A：100%以上 / B：70%以上 100%未満 / C：70%未満

2. 数値目標を設定していない施策が含まれる場合は、担当課室による施策の定性的な個別評価
3. 施策毎の評価結果（A：達成している／B：概ね達成している／C：達成していない）に対してそれぞれ3点、2点、1点を付与
4. 小分類の合計点数を算出し、その小分類が獲得できる最大獲得点数に対する、獲得点数の割合を算出
5. 割合に対して、評価基準を基に R7 評価を機械的に算出

【R7 評価基準】

A：80%以上 / B：60%以上 80%未満 / C：60%未満

小分類別総括

I - 1 - (1) 生産者の取組への支援（施策 1 ～ 4）

【構成施策】

- 環境にやさしい持続可能な農業の推進
- 農業生産工程管理（GAP）の普及拡大
- 農薬の適正使用の推進
- 牛のトレーサビリティシステムの推進

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	環境保全型農業直接支払交付金取組面積 (ha)	4,296	5,619	3,980	B	A
	国際水準GAP導入・認証総数（件）	160	260	220	B	
	耳標の装着率（%）	100.0	100.0	100.0	A	
定性	農薬の適正使用の推進				A	

【評価備考】

- 農薬適正使用の推進は、農薬危害防止運動等、計画的に取り組みを行いました。
- 牛のトレーサビリティシステムの推進は、適正なシステム運用が確保できました。

【小分類総括】

- 「環境にやさしい持続的な農業の推進」については、地球温暖化防止や生物多様性保全等に効果の高い営農活動（堆肥の施用、有機農業等）に取り組む生産者を支援した他、化学合成農薬及び化学肥料の使用を低減した農産物の生産を推進しました。引き続き取組を継続していきます。
- 「農業生産工程管理（GAP）」については、各種施策により普及拡大を図りましたが、経営判断により必ずしも認証登録を継続しない生産者もあり、認証取得の目標件数には至りませんでした。引き続き、みやぎ農場 GAP 取組支援制度等により「する GAP」の普及を推進します。
- 「農薬の適正使用の推進」については、計画通りに農薬危害防止運動や研修事業等を実施し、農薬取扱者の資質向上や指導体制の維持を達成することができました。引き続き取組を継続していきます。
- 「牛のトレーサビリティシステムの推進」については、生産履歴を把握できる体制が確立されています。事務的な誤りが起こらないよう、関係者への周知啓発の継続が必要です。

【構成施策】

- 土壤環境適正化の推進
- 家畜伝染病の発生予防の徹底
- 貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進
- 特用林産物の生産再開への支援

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	貝毒プランクトン観測定点調査実施率 (%)	100.0	100.0	100.0	A	A
	原木しいたけ（露地栽培）出荷制限解除数 (人)	49	64	63	B	
定性	土壤環境適正化の推進				B	
	家畜伝染病の発生予防の徹底				A	

【評価備考】

- 土壤環境適正化の推進は、カドミウム基準値超過米の流通を防止できました。
- 特定家畜伝染病は、適切な対応を行い、まん延を防止できました。

【小分類総括】

- 「土壤環境適正化の推進」については、カドミウム基準値超過米発生抑制のための適正な水管理の徹底の他、超過米の市場流通防止に向けた検査等を実施しました。カドミウム低吸収性イネの現地実証等を含め、引き続き取組を継続していきます。
- 「家畜伝染病発生予防の徹底」については、高病原性鳥インフルエンザの発生経験を踏まえた防疫対策マニュアルの更新や地域ごとの防疫演習を実施しました。防疫検査体制の継続が必要です。
- 「貝毒検査及び生かきのノロウイルス対策の推進」については、宮城県漁業協同組合と連携し、検査と出荷自主規制等を行うことにより、食中毒の防止を図るとともに、県と国が連携して浄化によるノロウイルス低減技術の検証を行うことで衛生管理体制の強化を図りました。一方、貝毒の発生が長期化するなど、生産活動への支障が課題となっています。
- 「特用林産物の生産再開への支援」については、原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限解除を進めるため、県外産の汚染されていない原木の調達等を支援したほか、県内産原木の使用再開に向け、原木の放射性物質検査等を実施しました。引き続き生産再開に向けた取組を継続していきます。

I - 1 - (3) 事業者の取組への支援（施策 9 ～ 10）

【構成施策】

- 事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進
- 外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	HACCP 研修会参加施設数（施設）	110	200	211	A	A
定性	外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大				A	

【評価備考】

- 「食材王国みやぎ地産地消推進店」の新規登録店舗数は、前年度から継続して増加しました。

【小分類総括】

- 「事業者の自主的な衛生管理体制の整備の推進」については、研修会等により HACCP の理解を深め、HACCP 認証取得を支援してきました。HACCP 制度化に伴う周知徹底が課題となっています。
- 「外食産業の事業者の自主的な原材料の原産地表示の取組拡大」については、地産地消に取り組んでいる飲食店等を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、県産食材の産地等を表示する取組を支援しました。

【構成施策】

- 農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化
- 肥料及び飼料の品質及び安全の確保のための検査及び指導の実施
- 動物用医薬品の流通、販売等に関する指導
- 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	肥料成分不足・違反点数違反割合（％）	0.0	0.0	0.0	A	A
	動物用医薬品販売の違反件数（件）	6	0	3	A	
定性	農薬取締法等に基づく立入検査と監視体制の強化				A	
	高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施				A	

【評価備考】

- 肥料は、計画通りの検査を実施でき、かつ肥料成分等の不足事案は発生しませんでした。
- 動物用医薬品販売の違反は、軽微なものであり、指導により即時改善できました。
- 農薬取締法等に基づく立入検査は、計画通り実施することができました。
- 高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等は、計画通り実施できました。

【小分類総括】

- 「農薬取締法（昭和 23 年法律第 82 号）等に基づく立入検査及び監視体制の強化」については、農薬販売者及び使用者を対象に立入検査を実施しました。また、魚類養殖業者に巡回指導を行いました。今後も、関係者の意識醸成に努める必要があります。
- 「肥料及び飼料の品質並びに安全の確保のための検査及び指導の実施」については、肥料生産業者や飼料製造工場に立入検査を行い、肥飼料の収去・分析を行いました。検査及び指導の継続が必要です。
- 「動物用医薬品の流通、販売等に関する指導」については、立入検査や適正使用に関する指導を行いました。監視指導の継続が必要です。
- 「高病原性鳥インフルエンザのモニタリング検査等の実施」については、早期発見の体制を整備しました。継続的な取組が必要です。

【構成施策】

- 食品営業施設の監視指導の徹底
- 食品検査による安全性の確保
- 安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導（BSE対策を含む）の徹底
- 米穀事業者の監視指導の徹底

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	食品営業施設の監視指導率（％）	116.0	100.0	118	A	A
	食品検査率（％）	98.6	100.0	97.1	B	
	かき処理場等の監視指導率（％）	94.0	100.0	105.2	A	
定性	米穀事業者の監視指導の徹底				A	

【評価備考】

- 米穀事業者の監視指導の徹底は、法律に基づく指導等が実施できました。

【小分類総括】

- 「食品営業施設の監視指導の徹底」については、監視指導のほか、食中毒予防啓発を実施しました。HACCP 制度化に伴う導入支援や指導が課題となっています。
- 「食品検査による安全性の確保」については、食品の規格基準、残留農薬、添加物等の検査を実施しました。違反事例の傾向を踏まえた検査の実施が必要です。
- 「安全な魚介類及び食肉を供給するための監視指導の徹底」については、かき処理場等の監視指導及び収去検査を実施するとともに、と畜検査・食鳥検査を実施しました。
- 「米穀事業者の監視指導の徹底」については、東北農政局と連携しながら、米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律（平成 21 年法律第 26 号）に基づく立入検査を行いました。生産者への制度の周知啓発が課題です。

I - 2 - (3) 食品表示の適正化の推進（施策 19～21）

【構成施策】

- 適正な食品表示を確保するための監視指導の実施
- ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施
- 食品表示に関する研修会等の実施

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	食品表示適正店舗数の割合（％）	99.7	100.0	100	A	A
	食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数（回）	14	20	44	A	
定性	ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施				A	

【評価備考】

- ウォッチャーによるモニタリング調査は、計画通りに実施できました。

【小分類総括】

- 「適正な食品表示を確保するための監視指導の実施」については、食の 110 番、食品表示 110 番等に寄せられた相談や疑義情報に対応しました。今後も継続的な対応が必要です。
- 「ウォッチャーによるモニタリング調査及び指導の実施」については、県民参加で調査を実施し、食品表示の適正化を図りました。適正店舗数が維持できるように今後も指導を行っていきます。
- 「食品表示に関する研修会等の実施」については、研修会を開催したほか、出前講座等を行いました。今後も継続的な普及啓発を行っていきます。

I - 2 - (4) 食品の放射性物質検査の継続（施策 2 2 ～ 2 3）

【構成施策】

- 農林水産畜産物等の検査
- 流通食品の検査

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	農産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	100.0	100.0	100.0	A	A
	林産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	120.0	100.0	100.0	A	
	畜産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	100.0	100.0	100.0	A	
	水産物の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	128.0	100.0	100.0	A	
	流通食品の放射性物質検査計画に対する実施率（％）	100.0	100.0	100.0	A	

【評価備考】

- 各種放射性物質検査は、計画通り実施できました。

【小分類総括】

- 県産農林水産畜産物等及び県内に流通する食品の放射性物質検査を実施しました。これまでの検査結果を踏まえ、検査の効率化について検討する必要があります。

Ⅱ - 1 - (1) 情報の収集、分析及び公開（施策 2 4 ～ 2 5）

【構成施策】

- 県民への分かりやすい情報の迅速な提供
- 監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	食の安全安心ホームページアクセス数 (件)	68,780	100,000	139,283	A	A
	県からの情報提供が十分・おおむね十分と 感じる消費者モニターの割合 (%)	50.2	70.0	49.6	B	

【小分類総括】

- 「県民の意向の把握及び分かりやすい情報の迅速な提供」については、アンケートやセミナー等を活用するとともに、報道機関への資料提供や県ホームページ等の広報媒体により情報提供を行いました。情報発信の充実が課題です。今後は、みやぎ県民公式アプリ等を活用し、県民全体を対象とした効果的かつ迅速な情報発信に取り組めます。
- 「監視指導及び検査結果等の適時かつ適切な公表」については、食品衛生監視指導結果や食品の安全に関する情報を公表しました。

Ⅱ - 1 - (2) 生産者・事業者及び消費者との相互理解の促進（施策 26～28）

【構成施策】

- 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進
- 関係団体等との連携・協働の推進
- 食育の推進

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	学校給食の地場産農林水産畜産物利用食品目の割合（％）	39.0	40.0	43.0	A	A
	みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の参加人数（人）	36,196	40,000	40,801	A	
定性	消費者と生産者・事業者との相互理解の推進				B	

【評価備考】

- 消費者と生産者・事業者との相互理解の推進は、アンケート回答で十分・やや十分が 61%でした。

【小分類総括】

- 「消費者と生産者・事業者との相互理解の推進」については、セミナーの開催や「地域食と農の相談窓口」の設置、学校給食での県産食材利用拡大に向けた取組を行いました。また、「環境保全型農業」については、「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」の農産物の PR 販売会及び消費者交流バスツアー等を行いました。認証農産物の利用拡大を図るため、消費者の理解促進が必要です。
- 「関係団体等との連携・協働の推進」については、「みやぎ水産の日」PR 等により、県産食材への理解促進に取り組みました。さらなる理解促進を図るため、関係団体及び企業等との連携継続が必要です。
- 「食育の推進」については、みやぎ食育・健康フェスタ等のイベント開催、みやぎ食育コーディネーターによる講座等を実施しました。講座等は内容を工夫しながら継続する必要があります。農政部の「食育の推進」については、食材王国みやぎ「伝え人」制度や高校生地産地消お弁当コンテストを通じて、県産食材への関心と地産地消への理解を深めました。今後は、これらの事業の認知度向上が課題です。

Ⅱ - 1 - (3) 放射性物質に関する情報の共有と相互理解の促進（施策 29～31）

【構成施策】

- リスクコミュニケーションの充実
- 水道水の検査結果の公表
- 住民持ち込み測定

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定性	リスクコミュニケーションの充実				A	A
	水道水の検査結果の公表				A	
	住民持ち込み測定				A	

【評価備考】

- 「リスクコミュニケーションの充実」は、計画以上に取り組みを推進できました。
- 「水道水の検査結果の公表」は、計画通り実施しました。

【小分類総括】

- 「リスクコミュニケーションの充実」については、放射性物質測定結果の情報提供を行いました。
- 「水道水の検査結果の公表」については、市町村等が実施する水道水中の放射性物質測定結果を公表しました。
- 「住民持ち込み測定」については、市町村が実施した放射性物質測定結果を公表しました。持ち込み件数は減少していますが、不安払拭に向けた取組の継続が必要です。

Ⅱ - 2 - (1) 県民総参加運動の展開（施策 3 2 ～ 3 4）

【構成施策】

- 県民が参加する消費者モニター制度の推進
- 生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援
- 知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定量	消費者モニターの活動(延べ参加)率(%)	87.0	95.0	57	C	C
	消費者モニター登録者数(人)	1,035	1,200	1,209	A	
	食の安全安心取組宣言者数(者)	2,966	3,200	1,867	C	
	各種講習会の参加者数(人)	1,901	2,000	555	C	
	地方懇談会の開催回数(回)	18	20	8	C	

【小分類総括】

- 「県民が参加する消費者モニター制度の推進」については、各種セミナーを実施するとともに、県民全体を対象とした食安通信や親子向けの「しょくあんつーしんミニ」の発行を行い、食の安全安心に対する取組の支援に努めました。また、みやぎ県民公式アプリ等を活用し、県民全体を対象としたアンケート調査を行った結果、約 19,000 件の回答を得るなど、幅広い世代の県民から意見を収集でき、新たな取組の方向性を見いだすことができました。今後は、消費者モニター制度に加え、県民全体を対象とした手法を取り入れながら、食の安全安心に関する施策の推進につなげていく必要があります。
- 「生産者・事業者の取組のための自主基準の作成・公開の支援」については、「みやぎ食の安全安心取組宣言」事業により支援しました。自主基準を公開する事業者の伸び悩みが課題となっています。今後は、より一層の啓蒙活動を行う必要があります。
- 「知識習得のための各種講習会・みやぎ出前講座等の開催及び普及啓発」については、食の安全安心セミナー、地方懇談会、出前講座等を実施しました。消費者等の関心や社会情勢に応じたテーマ設定が引き続き必要です。

Ⅱ - 2 - (2) 県民の意見の食の安全安心の確保に関する施策への反映（施策 35～36）

【構成施策】

- 県民の意見の把握と反映
- 食の安全安心に関する相談窓口の充実

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定性	県民の意見の把握と反映				B	A
	食の安全安心に関する相談窓口の充実				A	

【評価備考】

- 様々な機会を活用して、県民の意見の把握に努めることができました。
- 食の 110 番、食品表示 110 番を設置し、相談等に適切に対応しました。

【小分類総括】

- 「県民の意見の把握」については、消費者モニター及びセミナー参加者へのアンケート、みやぎ食の安全安心推進会議、パブリックコメント等により行いました。
- 「食の安全安心に関する相談窓口の充実」については、食の 110 番、食品表示 110 番を設置し、相談等に対応しました。引き続き、関係機関と連携しながら食品表示の適切な指導を行う必要があります。

Ⅲ - 1 体制整備及び関係機関等との連携強化（施策 3 7～4 1）

Ⅲ - 2 みやぎ食の安全安心推進会議の設置（施策 4 2）

【構成施策】

- 食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進
- みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応
- 食の安全に関する調査・研究の充実
- 食品の放射性物質に係る調査・研究の充実
- 国、都道府県、市町村、関係団体との連携
- みやぎ食の安全安心推進会議の設置

【評価】

目標項目		基準値	R7 年度 目標値	R7 年度 実績値	個別 評価	R7 評価
定性	食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進				A	A
	みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応				A	A
	食の安全に関する調査・研究の充実				A	A
	食品の放射性物質に係る調査・研究の充実				A	A
	国、都道府県、市町村、関係団体との連携				A	A
	みやぎ食の安全安心推進会議の設置				A	A

【小分類総括】

- 「食の安全安心対策本部による危機管理及び総合的な対策の推進」については、第 4 期計画の実施状況について、対策本部会議を開催し、議会への報告及び県民への公表を行いました。
- 「みやぎ食の危機管理基本マニュアル等による迅速な対応」については、県庁内関係課室による食の危機管理対応チーム会議を毎月開催し、食の危害要因に係る情報の共有を図りました。
- 「食の安全に関する調査・研究の充実」については、貝毒や食中毒に関する調査研究を行いました。貝毒発生 of 長期化が課題となっています。
- 「食品等の放射性物質に係る調査・研究の充実」については、農地土壌の定点調査及び牧草の放射性物質検査を実施したほか、県内原木林の再生及び利用再開に向けた調査研究に取り組みました。継続した調査が必要となっています。
- 「国、都道府県、市町村、関係団体との連携」については、情報共有を行い、連携して健康被害や被疑情報等に対処しました。
- 「みやぎ食の安全安心推進会議」については、施策の実施状況について評価を行ったほか、食の安全安心に関する情報共有及び意見交換を行いました。

第 4 参考資料

I 実績数値総括表

事業名	R2 実績	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績
みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度認証登録面積 (ha)	2,460	2,409	2,348	2,458	2,414	2,348
J G A P等指導員養成人数 (人)	28	27	25	22	19	13
農薬危害防止運動 (リーフレット配布枚数)	9,000	9,850	10,000	9,000	10,000	10,000
農薬管理指導士数(人)	1,193	1,124	1,048	1,024	1,050	1,037
牛の生産履歴管理頭数 (乳用牛頭数)	18,500	18,200	17,800	17,100	15,800	14,900
牛の生産履歴管理頭数 (肉用牛頭数)	80,800	80,000	80,000	80,100	79,500	76,100
カドミウム含有量の規格基準超過米穀数 (廃棄数) (袋)	2,377	6,967	2,197	6,065	3,568	7,718
家畜伝染病に基づく牛豚鶏延べ検査件数 (頭羽数)	1,836,204	2,355,574	238,212	196,490	150,991	150,944
慢性疾病低減のための検査, 指導数 (牛) (戸数)	10	15	7	9	6	9
慢性疾病低減のための検査, 指導数 (豚) (戸数)	5	1	3	1	4	3
慢性疾病低減のための検査, 指導数 (鶏) (戸数)	5	3	10	5	4	5
豚熱ワクチン接種頭数 (頭)		458,282	427,827	445,267	465,145	472,601
豚熱免疫付与等状況検査頭数 (頭)		3,526	3,138	3,245	2,260	2,286
野生イノシシ豚熱検査頭数 (頭)		484	374	334	393	481
野生イノシシ豚熱経口ワクチン散布数 (個)		1,600	10,180	1,436	14,420	14,220
貝毒ブランクトン調査回数 (回)	81	122	106	83	82	88
生かきのノロウイルス自主検査検体数 (点)	671	663	660	588	546	561
まひ性貝毒検査件数 (点)	167	255	266	220	234	235
下痢性貝毒検査件数 (点)	75	116	111	148	145	122
H A C C Pに基づく衛生管理導入支援 (件)	5	4	0	0	0	0
H A C C Pに基づく衛生管理ブラッシュアップ支援 (件)	4	1	2	5	0	0
H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理導入支援 (件)	35	23	0	3	1	0
H A C C Pの考え方を取り入れた衛生管理ブラッシュアップ支援 (件)	2	14	0	3	0	0
H A C C P研修の実施 (件)	8	7	1	4	11	7
地産地消推進店登録店舗数 (店)	418	429	524	519	528	540
農薬販売者に対する立入検査数 (件)	279	229	229	260	263	203
農薬使用者に対する立入検査数 (件)	54	77	77	38	46	23
肥料製造工場への立入検査 (件)	29	44	40	38	32	24
肥料収去検査点数 (点)	25	45	34	33	30	21
飼料製造工場への立入検査件数 (件)	39	41	20	12	24	25
飼料収去検査点数 (点)	22	26	21	13	26	25
飼料製造工場への立入検査件数 (うち水産関係) (件)	9	9	5	1	9	9

飼料収去検査点数（うち水産関係）（点）	9	9	7	2	9	9
動物用医薬品販売業立入検査数（件）	102	74	113	98	77	60
動物用医薬品販売業販売許可更新数（件）	12	37	63	42	55	32
高病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査（戸）	12	12	12	12	12	12
高病原性鳥インフルエンザ定点モニタリング検査（羽）	1,430	1,440	1,430	1440	840	480
高病原性鳥インフルエンザ定点強化モニタリング検査（戸）	30	30	26	34	24	14
高病原性鳥インフルエンザ定点強化モニタリング検査（羽）	300	300	260	340	240	140
高病原性鳥インフルエンザ死亡羽数の報告戸数（戸）	131	130	126	125	122	115
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数（許可前）（施設）	2,054	3,681	2,531	3,262	2,800	3,527
飲食店及び食品・加工製造施設等の延べ監視指導数（通常監視）（施設）	16,176	17,793	14,621	13,755	13,609	11,899
観光地の大型旅館、集団給食施設等監視延べ施設数（重点監視）（施設）	476	487	995	880	895	794
収去検査数（細菌検査）（検体）	1,259	1,236	1,150	1,270	1,226	1,204
収去検査数（理化学検査）（検体）	965	732	941	829	851	721
特殊有害物質調査数（残留農薬）（検体）	82	73	79	82	81	82
特殊有害物質調査数（輸入食品）（検体）	149	94	128	131	121	125
遺伝子組換え食品検査数(件)	10	10	10	10	8	8
食品中のアレルギー物質検査(件)	28	32	36	40	41	40
と畜場法に等に基づくと畜場の監視指導回数（回）	年3回	128	135	144	163	148
食肉輸送車の監視（台）	25	26	28	19	23	22
枝肉等残留抗菌性物質検査数（牛豚等）（頭）	408	591	578	562	186	184
枝肉等細菌検査数（検体）	150	293	180	180	160	175
枝肉等腸管出血性大腸菌検査数（検体）	100	77	0	0	0	0
食鳥処理施設（大規模）監視数（回）	12	269	12	12	12	12
認定小規模食鳥処理場監視数（回）	8	10	10	11	8	8
食鳥肉残留抗菌性物質検査数（検体）	1,632	63	63	63	63	64
かき処理場延べ監視数（件）	158	153	144	140	142	133
かき袋詰め業者延べ監視数（件）	154	135	130	120	98	87
かき入札場延べ監視数（件）	3	2	1	1	2	1
かき養殖海域の海水検査数（ポイント）	118	142	133	119	0	0
かき成分規格検査数（検体）	119	97	88	77	70	78
ノロウイルス検査数（検体）	32	74	72	84	70	70
BSE検査（件）	1	1	5	2	0	0
米トレーサビリティ立入検査数(件)	20	17	14	0	1	0

食の110番相談件数(食品表示)(件)	109	108	90	84	112	88
食品表示110番への情報提供に基づく調査(件)	4	6	7	6	1	2
食品表示110番への情報提供に基づく調査(件) 食品表示法(品質事項)に基づく指導件数(件)	3	5	1	2	1	0
食品表示110番への情報提供に基づく調査(件) 不当景品類及び不当表示防止法に基づく指導件数(件)	1	0	3	3	0	1
生かき産地等偽装防止特別監視員による監視指導	11	8	8	11	7	0
栄養成分表示相談・指導・検査件数(件) 相談	238	117	93	66	112	56
栄養成分表示相談・指導・検査件数(件) 指導	19	9	13	9	21	11
栄養成分表示相談・指導・検査件数(件) 検査	0	0	0	0	0	0
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する相談件数(件)	7	9	7	5	13	3
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する指導件数(件)	2	2	5	3	0	1
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する検査件数(件)	0	0	0	0	0	0
宮城県食品表示ウォッチャー委嘱人数(人)	97	事業休止	99	98	96	95
宮城県食品表示ウォッチャーによる調査店舗数(延べ店舗数)	695	事業休止	1,307	1273	1,325	1,188
宮城県食品表示ウォッチャーによる調査店舗数のうち表示不適 疑義報告店舗数	29	事業休止	65	58	29	14
宮城県食品表示ウォッチャーによる調査店舗 疑義報告のうち不適店舗数	3	事業休止	3	6	9	0
栄養成分表示に関する研修会(回)	17	14	14	40	29	37
健康増進法に基づく健康の保持増進効果等に関する誇大広告の禁止に関する研修会(回)	0	1	0	1	1	0
農産物の放射性物質検査数(精密)(点)	1,510	304	309	308	304	302
農産物の放射性物質検査(精密)のうち基準値超過数(点)	0	0	0	0	0	0
原乳の放射性物質検査数(点)	60	33	18	12	12	12
原乳の放射性物質検査数のうち基準値超過数(点)	0	0	0	0	0	0
牛肉の放射性物質検査数(全頭簡易検査)(点)	5,055	5,157	5,472	5587	5,551	5,122
牛肉の放射性物質検査数(全頭簡易検査)のうちスクリーニング値超過数(点)	0	0	0	0	0	0
豚・めん山羊等の放射性物質検査数(簡易検査)(点)	63	56	53	52	64	41
豚・めん山羊等の放射性物質検査数のうちスクリーニング値超過数(点)	0	0	0	0	0	0
水産物の放射性物質検査数(精密検査)(点)	1,796	3,633	4,178	5457	5,544	4,106
水産物の放射性物質検査数のうち基準値超過数(点)	0	0	0	0	0	0
水産物の放射性物質検査数(簡易検査:魚市場)	11,474	8,829	8,883	8622	8,674	7,210
水産物の放射性物質検査数(簡易検査:魚市場)のうちスクリーニング超過数(点)	0	0	0	0	0	0
きのこ・山菜類の放射性物質検査数(精密検査)(点)	684	744	652	517	624	435
きのこ・山菜類の放射性物質検査数(精密検査)のうち基準値超過数(点)	35	24	32	20	38	20
きのこ・山菜類の放射性物質検査数(非破壊検査)(点)	—	641	3,280	2890	5,609	3,593
きのこ・山菜類の放射性物質検査数(非破壊検査)のうちスクリーニング値超過数(点)	—	5	125	53	126	80

野生鳥獣肉の放射性物質検査数（点）	109	87	79	87	99	72
野生鳥獣肉の放射性物質検査数のうち基準値超過数（点）	3	2	11	3	7	3
イノシシ及びニホンジカ肉の放射性物質検査数（点） （イノシシはR5 から）	222	345	349	387	502	518
イノシシ及びニホンジカ肉の放射性物質検査数のうち基準値超過数（点）	0	3	0	1	25	4
流通食品の放射性物質検査数(精密)（点）	36	74	81	90	90	22
流通食品の放射性物質検査(精密)数のうち基準値超過数（点）	0	0	0	0	0	0
流通食品の放射性物質検査数(簡易)（点）	299	230	228	249	244	151
流通食品の放射性物質検査(簡易)数のうちスクリーニング値超過数（点）	0	0	0	0	0	0
モニターだより発行回数（回）	4	3	3	3	3	3
宮城県食品衛生監視指導計画パブリックコメント数（件）	18	12	28	64	16	14
宮城県食品衛生監視指導結果の公表回数（回）	4	4	4	4	4	4
「地域食と農の相談窓口」相談件数（件）	127	97	96	52	65	99
環境保全型農業等に関する PR 販売会開催回数	4	4	3	5	3	4
食材王国みやぎ「伝え人」派遣数（回）	113	114	289	362	455	391
高校生地産地消お弁当コンテスト応募数（件）	71	167	183	88	93	86
消費者モニターアンケート（食と放射性物質について）回答者数（人）	547	609	591	609	553	357
県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数（点）	36	36	36	36	12	12
県企業局が実施する水道水の放射性物質測定数のうち基準値超過数（点）	0	0	0	0	0	0
市町村が実施する水道水の放射性物質測定数（点）	561	496	532	553	529	474
市町村が実施する水道水の放射性物質測定数のうち基準値超過数（点）	0	0	0	0	0	0
住民持ち込み食材（非食品含む）等の放射性物質測定数（点）	405	291	157	118	76	94
住民持ち込み食材（非食品含む）等の放射性物質測定数のうち基準値超過数（点）	13	9	5	9	3	2
食の安全安心セミナー開催回数（回）	3	2	2	2	2	3
みやぎ出前講座開催回数（回）	5	5	4	5	7	8
消費者モニターアンケート回答数（人）	547	609	596	615	555	359
食の 1 1 0 番相談及び通報件数（件）	677	546	562	699	866	843
食品表示 1 1 0 番相談及び通報件数（件）	174	161	125	104	133	153
食の危機管理対応チーム会議開催回数（回）	11	10	12	12	12	12
食品表示 1 1 0 番情報交換会（回）	12	4	12	12	12	12
宮城県食品表示監視協議会（回）	2	0	2	2	2	2
みやぎ食の安全安心推進会議（回）	3	2	3	3	3	4

Ⅱ 目標数値総括表

事業名	基準値 (R元)	R3 実績	R4 実績	R5 実績	R6 実績	R7 実績	目標値
環境保全型農業直接支払交付金取組面積 (ha)	4,296	4,068	3,916	3,962	4,309	3,980	5,619
国際水準GAP導入・認証総数 (件)	160	161	153	154	152	220	260
耳標の装着率 (%)	100	100	100	100	100	100	100
貝毒ブランクトン観測定点調査実施率 (%)	100	100	100	100	100	100	100
原木しいたけ(露地栽培)出荷制限解除数 (人)	49	54	59	61	63	63	64
HACCP研修会参加施設数 (施設)	110	164	130	106	199	211	200
肥料成分不足・違反点数違反割合 (%)	0	2	0	0	0	0	0
動物用医薬品販売の違反件数 (件)	6	8	6	5	3	3	0
食品営業施設の監視指導率 (%)	116.0	75.8	99.7	110.6	120.4	118.0	100.0
食品検査率 (%)	98.6	82.4	82.0	95.1	94.7	94.0	100.0
かき処理場等の監視指導率 (%)	94.0	100.0	100.0	111.0	108.0	105.2	100.0
食品表示適正店舗数の割合 (%)	99.7	事業 休止	99.8	99.5	99.3	100.0	100.0
食品表示に関する研修会・説明会等の開催回数 (回)	14	6	6	7	7(36)	44	20
農産物の放射能物質検査計画に対する実施率 (%)	100.0	113.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
林産物の放射能物質検査計画に対する実施率 (%)	120.0	101.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
畜産物の放射能物質検査計画に対する実施率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水産物の放射能物質検査計画に対する実施率 (%)	128.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
流通食品の放射能物質検査計画に対する実施率 (%)	100.0	90.0	91.4	99.7	100.0	100.0	100.0
食の安全安心ホームページアクセス数 (件)	68,780	133,960	151,755	201,526	189,198	139,283	100,000
県からの情報提供が十分・おおむね十分と感じる消費者モニターの割合 (%)	50.2	62.0	63.5	62.1	65.7	50	70.0
学校給食の地場産農林水産畜産物利用品目の割合 (%)	39.0	36.7	39.8	41.5	42.9	43.0	40.0
みやぎ食育コーディネーターによる食育推進活動の 参加人数 (人)	36,196	16,201	25,016	22,145	43,018	40,801	40,000
消費者モニターの活動(延べ参加)率 (%)	87	79	96	106	94	57	95
消費者モニター登録者数 (人)	1,035	1,089	1,136	1,158	1,209	1,209	1,200
食の安全安心取組宣言者数 (者)	2,966	2,564	2,462	1,898	1,961	1,867	3,200
各種講習会の参加者数 (人)	1,901	593	696	889	923	555	2,000
地方懇談会の開催回数 (回)	18	8	12	10	11	8	20

Ⅲ 関係事業費

事業名	事業費/予算 (千円)	事業費/実績 (千円)	国庫除く (千円)
環境にやさしい農業定着促進事業（みやぎ米推進課）	4,150	4,226	4,226
みやぎの有機農業等推進事業（みやぎ米推進課）	55,206	19,209	2,564
環境保全型農業直接支援対策費（みやぎ米推進課）	152,960	152,050	50,180
みやぎ大規模園芸総合推進事業（園芸推進課）	36,925	43,755	43,755
G A P 認証取得推進事業（農産物）（みやぎ米推進課）	2,806	1,756	289
G A P 認証取得推進事業（畜産物）（畜産課）	1,285	503	46
農薬適正使用推進事業（みやぎ米推進課）	1,492	535	268
牛の個体識別番号耳標装着の徹底(家畜防疫対策室)	0	0	0
農用地土壌汚染対策推進事業（みやぎ米推進課）	29,632	18,282	18,282
土壌由来リスク対策事業（みやぎ米推進課）	2,796	2,290	776
家畜伝染病予防事業（家畜防疫対策室）	52,571	47,992	22,604
豚熱等発生予防対策事業（家畜防疫対策室）	73,538	60,441	31,069
家畜衛生対策事業（家畜防疫対策室）	26,648	23,497	16,380
有用貝類毒化監視・販売対策事業（水産業基盤整備課）	12,336	8,367	5,062
カキ中のノロウイルス低減対策に関する研究（水産業基盤整備課）		0	0
特用林産物放射性物質対策事業（うち生産支援）（林業振興課）	105,565	85,299	0
きのこ生産資材供給体制整備事業（林業振興課）	6,190	13,011	0
H A C C P 定着事業（食と暮らしの安全推進課）	1,912	882	0
H A C C P 等対応施設整備支援事業（水産業振興課）	0	0	0
食育・地産地消推進事業（食産業振興課）	5,171	4,180	4,010
養殖衛生管理体制整備事業（水産業基盤整備課）	3,664	3,742	2,659
肥料品質確保事業（みやぎ米推進課）	537	349	349
流通飼料対策事業（畜産課）	933	702	702
動物用医薬品取締指導事業（家畜防疫対策室）	218	192	192
食品営業施設監視指導事業（食と暮らしの安全推進課）	43,956	42,191	0
食中毒防止総合対策事業（食と暮らしの安全推進課）	15,169	15,835	0
食品検査対策事業（食と暮らしの安全推進課）	46,075	44,448	0
かき処理指導事業（食と暮らしの安全推進課）	3,102	2,881	0
と畜食肉検査費（食と暮らしの安全推進課）	80,079	91,320	90,831
食鳥肉検査費（食と暮らしの安全推進課）	863	496	0
牛海綿状脳症検査事業費（食と暮らしの安全推進課）	3,159	2,266	1,606
米トレーサビリティ法に基づく米穀の流通監視業務(みやぎ米推進課)	0	0	0

食の１１０番（食と暮らしの安全推進課）	0	0	0
食品表示適正化事業（食と暮らしの安全推進課）	998	490	0
栄養成分表示適正化事業（健康推進課）	366	309	309
薬事指導取締事業（薬務課）	53	11	0
野生鳥獣放射能対策事業（自然保護課）	2,420	872	872
農林水産物放射性物質対策事業（食産業振興課）	3,953	3,513	3,513
野生鳥獣放射能対策事業（農山漁村なりわい課）	6,080	3,425	3,425
農産物放射能対策事業（園芸推進課）	18,800	3,207	3,207
放射性物質影響調査事業（畜産課）	9,000	7,352	7,352
肉用牛出荷円滑化推進事業（畜産課）	53,918	46,306	46,306
水産物安全確保対策事業（水産業振興課）	22,853	22,819	22,819
水産物放射能対策事業（水産業振興課）	7,446	4,225	4,225
特用林産物放射性物質対策事業（うち放射性物質検査）（林業振興課）	3,927	924	0
放射性物質検査対策事業（食と暮らしの安全推進課）	8,253	5,875	0
みやぎ食の安全安心県民総参加運動（食と暮らしの安全推進課）	1,532	206	0
食の安全安心相互交流理解度アップ事業（食と暮らしの安全推進課）	684	181	0
地域イメージ確立推進事業（うち、「食材王国みやぎ」情報発信事業）（食産業振興課）	1,817	1,735	1,735
学校給食における県産食材の利用推進（農業政策室）	0	0	0
「地域食と農の相談窓口」設置事業（農業振興課）	0	0	0
学校給食における県産食材の利用推進（畜産課）	0	0	0
学校給食における県産食材の利用推進（保健体育安全課）	0	0	0
食品衛生資質向上対策費（食と暮らしの安全推進課）	7,640	6,012	0
水産加工品等の販路開拓強化支援事業（水産業振興課）	27,068	16,708	16,708
みやぎの食育戦略推進事業（健康推進課）	4,704	2,991	2,991
「みやぎ原子力情報ステーション」の運営（原子力安全対策課）	2,745	2,745	0
市町村等における水道水の検査結果の公表（食と暮らしの安全推進課）	0	0	0
放射能県民安心事業（原子力安全対策課）	829	769	0
食の安全安心対策本部による体制整備（食と暮らしの安全推進課）	0	0	0
食の危機管理対応マニュアル等による対応（食と暮らしの安全推進課）	0	0	0
ほだ木等原木林再生実証事業（林業振興課）	5,908	5,271	5,271
食の安全安心推進会議開催事業（食と暮らしの安全推進課）	944	575	0

IV 用語集

索引	用語	用語説明
あ	アレルゲン	アレルギーなどの過敏症を起こす物質のことで、アレルゲンを含む食品が原因の健康被害が多く見られることから、アレルゲンの表示が平成 14 年に法制化されました。消費者庁では、食物アレルギーを起こす頻度が高いものや重篤(病状が著しく重い)度を勘案して、9 品目(えび、カシューナッツ、かに、小麦、そば、卵、乳、落花生(ピーナッツ)、くるみ)を「特定原材料」として表示を義務付け、また、それらに準ずるものとして、20 品目(アーモンド、あわび、いか、いくら、オレンジ、キウイフルーツ、牛肉、ごま、さけ、さば、大豆、鶏肉、バナナ、 pistachio、豚肉、マカダミアナッツ、もも、やまいも、りんご、ゼラチン)について表示を奨励しています。
い	遺伝子組換え食品	別の生物の細胞から取り出した有用な性質を持つ遺伝子を、その性質を持たせたい植物等の細胞の遺伝子に組み込み、新しい性質を持たせる技術を用いて開発された作物及びこれを原材料とする加工食品です。 遺伝子組換え作物は安全性審査が義務化されており、未審査のものは輸入、販売等が禁止されています。また、大豆、とうもろこし、ばれいしょ、なたね、綿実、アルファルファ、てん菜、パパイア、カラシナ及びこれらの加工食品について、分別生産流通管理が行われた遺伝子組換え農産物を加工食品の原材料とした場合は、「大豆(遺伝子組換え)」等、遺伝子組換え農産物と非遺伝子組換え農産物が分別されていない場合は「大豆(遺伝子組換え不分別)」等の表示が義務付けられています。また、任意表示制度として、分別生産流通管理をして、意図せざる混入を 5%以下に抑えている大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品は、適切に分別生産流通管理された旨の表示(「大豆(分別流通生産管理済み)」等)が可能とされています。分別生産流通管理をして、遺伝子組換えの混入がないと認められる大豆及びとうもろこし並びにそれらを原材料とする加工食品は、「遺伝子組換えでない」、「非遺伝子組換え」等の表示が可能です。
う	牛海綿状脳症(BSE)	Bovine, Spongiform, Encephalopathy の頭文字をとっています。 牛の脳がスポンジ状になり、起立不能や行動異常等の神経症状を示し、発病後 2 週間から 6 か月で死に至ります。異常プリオンを含む脳や脊髄等を使用した肉骨粉を含む飼料を原因として感染が広まったといわれています。また、人への感染も示唆されており、変異型クロイツフェルトヤコブ病の原因ともいわれています。 1990 年代欧州(特に英国)で流行し、日本では平成 13 年 9 月に初めて確認され、同年 10 月から全国で BSE 全頭検査が実施されました。その後飼料規制や特定危険部位の除去等対策がなされたことから発生数は世界的に激減し、検査対象月齢の引き上げが暫時行われました。平成 25 年 7 月から全頭検査は廃止とな

		り、令和6年4月以降は神経症状等が疑われる牛のみが検査対象とされています。
う	牛トレーサビリティ法(牛の 個体識別のための情報の管 理及び伝達に関する特別措 置法)(平成15年法律第7 2号)	平成13年9月に国内で初めて発生した牛海綿状脳症(BSE)への対応策として平成15年6月に「牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法」(牛トレーサビリティ法)が制定されました。この法律は、現存する牛や消費者の元に届いた牛肉について、そこに至るまでの経過を追跡・遡及することを可能とするために制定されました。 これにより、国内に現存する全ての牛はそれぞれ固有の個体識別番号を付与され、この番号に基づいた各種情報の管理が義務付けられています。
か	海水検査	生食用かきの加工基準として、「原料用かきは、海水 100ml 当たり大腸菌群最確数が 70 以下の海域で採取されたものであるか、又はそれ以外の海域で採取されたものであって 100ml 当たり大腸菌群最確数が 70 以下の海水又は塩分濃度 3%の人工塩水を用い、かつ、当該海水若しくは人工塩水を随時換え、又は殺菌しながら浄化したものでなければならない。」と規定されていることから、加工基準への適合状況を確認するために行う「かき採取海域の海水検査」のことをいいます。
か	貝毒	有毒なプランクトンを摂取した二枚貝類が、その毒成分を体内に蓄積し、毒化することです。 貝毒にはまひ性貝毒と下痢性貝毒の2種類があり、各々規制値が定められています。まひ性貝毒は可食部 g あたり 4MU(マウスユニット)、下痢性貝毒では OA 群(オカダ酸群)について可食部 kg あたり 0.16mg を超えると出荷が規制されます。 海水中の有毒プランクトン濃度が低くなると、二枚貝類の体内から徐々に毒成分が排出されて消失します。
き	GAP(農業生産工程管理)	ギャップと呼ばれています。Good (良い) Agricultural (農業) Practice (やり方)の頭文字をとっています。農林水産省は「農業生産工程管理」、日本 GAP 協会は「適切な農場管理と実践」と訳しています。 農業生産現場において、農産物の安全性確保、環境保全、労働安全、人権保護、農業経営の改善を目的とし、生産から出荷の段階で想定される危害などの農業生産管理ポイントを整理し、それを実践・記録する取組のことです。
け	景品表示法(不当景品類及び 不当表示防止法)(昭和 37 年 法律第 134 号)	一般消費者の利益の保護を図るため、不当な顧客の誘引を禁止する法律。表示されている内容が実際のものより著しく優良であると誤認を招くような表示や、取引条件が実際のものより著しく有利であると誤認を招く表示を不当表示として禁止するほか、過大な景品類の提供を禁止することで、一般消費者による利益の保護を目的としています。
け	健康増進法(平成 14 年法律第 103 号)	わが国における急速な高齢化の進展及び疾病構造の変化に伴い、国民の健康の増進の重要性が著しく増大していることにかんがみ、国民の健康の増進の総合

		的な推進に関し基本的な事項を定めるとともに、国民の栄養の改善その他の国民の健康の増進を図るための措置を講じ、もって国民保健の向上を図ることを目的として、平成 14 年 8 月に制定され、平成 15 年 5 月 1 日に施行されたものです。 特別用途表示について規定する食品関係の内容としては、健康保持増進の効果などについての虚偽または誇大な広告等の表示の禁止などについて規定しています。
こ	高病原性鳥インフルエンザ	高病原性鳥インフルエンザは鳥インフルエンザのうち、発症すると致死率が 100%に近く、鶏、七面鳥、うずら等が感染すると、全身症状を起こし、神経症状(首曲がり、元気消失等)、呼吸器症状、消化器症状(下痢、食欲減退等)等が現れ、鳥に対して特に高い病原性を示す特定のウイルスによる疾病です。 なお、わが国では H5 亜型、H7 亜型の A 型インフルエンザのうち、鶏への病原性確認検査又はウイルス遺伝子分析により病原性が高いと判断されたものを高病原性インフルエンザ、病原性が低いと判断されたものを低病原性鳥インフルエンザとしています。 高病原性鳥インフルエンザが、食品を介して人に感染する可能性は、現時点ではないものと考えられており、鶏卵や鶏肉を介した感染例は世界的にも報告されていません。鳥インフルエンザウイルスは適切な加熱により死滅するとされており、一般的な方法として、食品の中心温度を 70℃に達するように加熱することを推奨しています。
こ	コーデックス委員会	コーデックス委員会は FAO/WHO 合同食品規格計画の実施機関として、1962 年に、FAO(国連食糧農業機関)と WHO(世界保健機構)が合同で設立した国際政府間組織で、その設置目的は、国際食品規格の策定を通じて、消費者の健康を守るとともに、食品貿易における公正を確保することです。 コーデックス委員会が策定した食品規格は、WTO(世界貿易機関)の多角的貿易協定のもとで、国際的な制度調和を図るものとして位置付けられています。事務局はイタリアのローマに置かれており、2024 年 5 月現在の加盟国は 188 カ国及び 1 機関で、我が国は 1966 年に加盟しています。
こ	米トレーサビリティ法(米穀等の取引等に係る情報の記録及び産地情報の伝達に関する法律)(平成 21 年法律第 26 号)	お米、米加工品に問題が発生した際に流通ルートを手早く特定するため、生産から販売・提供までの各段階を通じ、取引等の記録を作成・保存すること、及びお米の産地情報を取引先や消費者に伝達することを定めた法律。 対象事業者は、対象品目となる米・米加工品の販売、輸入、加工、製造又は提供の事業を行うすべての方(生産者を含む)。
さ	残留農薬	農薬の使用に起因して食品に含まれる特定の物質をいいます。農薬が残留した食品を摂取することにより、人の健康を損なうことがないよう、食品衛生法に基づく「食品、添加物等の規格基準」において農産物に残留する農薬の成分である物質の量の限度が定められています。残留基準を超えるような農薬が残留

		している農産物は販売禁止等の措置が取られることになります。
し	JAS 法(日本農林規格等に関する法律)(昭和 25 年法律第 175 号)	適正かつ合理的な農林物資の規格を制定し普及させることを目的とした法律。平成 27 年 4 月 1 日の食品表示法施行までは「JAS 規格」と「品質表示基準」の 2 つの制度を定める「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律」という名称でしたが、食品表示法の施行により、食品の品質表示に関する部分が食品表示法に統合されました。
し	食育	食育とは、様々な経験を通じて食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることであり、生きる上での基本となるものです。
し	食材王国みやぎ地産地消推進店	地産地消に積極的に取り組んでいる飲食店及びホテル、旅館等の宿泊施設を「食材王国みやぎ地産地消推進店」として登録し、その情報を広く発信することにより、多くの方々に県産の食材を食していただき、その認知度の向上と消費拡大を図っています。
し	食中毒	食中毒菌や食中毒菌が産生した毒素、ウイルスなどに汚染された飲食物を摂取することにより、下痢、おう吐等の症状を呈することをいいます。 食中毒の原因として、細菌(カンピロバクター等)、ウイルス、自然毒(毒キノコ、フグ毒等)、化学物質(ヒスタミン等)、寄生虫(アニサキス等)などさまざまあり、食べてから症状が出るまでの期間やその症状、また予防方法も異なります。
し	食鳥検査	食鳥処理法に基づく食鳥検査員又は指定検査機関の検査員により実施される生体検査、脱羽後検査・内臓摘出後検査、精密検査等の各種検査のことです。検査に合格したものだけが食用となります。
し	食鳥検査員	都道府県知事が指定する者で、食鳥処理場で処理される食鳥の検査及び衛生指導等の職務に従事する都道府県の職員(獣医師)。本県では、食肉衛生検査所及び仙南保健所に配置しています。
し	食鳥処理場	食鳥処理法に基づき、食用に供する目的で食鳥(鶏、あひる、七面鳥等)をとさつし、及びその羽毛を除去する、もしくはその内臓を摘出するために設けられた施設をいいます。
し	食鳥処理法(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)(平成 2 年法律第 70 号)	「食鳥処理の事業について、公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講ずるとともに、食鳥検査の制度を設けることにより、食鳥肉に起因する衛生上の危害の発生を防止し、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的に制定された法律です。食鳥検査における疾病の排除、残留抗菌性物質検査などの規格基準に関する検査、食鳥処理場内の衛生監視指導を通して、食鳥処理場の衛生を確保しています。 令和 4 年 4 月より同法に基づき、県が指定検査機関を指定し、同機関に大規模食鳥処理場における食鳥検査を行わせることとしています。
し	食品安全委員会	食品安全基本法に基づき内閣府に設置された委員会で、健康への悪影響につい

		て科学的評価(食品健康影響評価)を実施し、それに基づいた勧告を行う他、消費者、食品関連事業者などの関係者相互における幅広い情報や意見の交換、重大な食品事故の発生等の緊急事態への対応を行う機関です。7名の委員から構成され、その下に専門調査会が設置されています。
し	食品安全基本法(平成15年法律第48号)	食品の安全性の確保を総合的に推進することを目的として平成15年5月に制定されました。 この法律に基づき、食品健康影響評価を専門的に行う「食品安全委員会」が内閣府に設置されており、食品健康影響評価に基づき、各省庁では安全確保のための規格基準を定めるなど具体的な施策を策定し、実施します。 また、情報の公開、関係者相互の情報・意見の交換促進についても規定されています。
し	食品衛生監視員	都道府県知事等に任命され、食品に起因する衛生上の危害を防止するために、食品関連営業施設等の監視指導、食品、添加物等の収去検査、HACCPに沿った衛生管理の指導等の職務に従事している。任用資格を持った都道府県等の職員であり、保健所や食肉衛生検査所等に配置されています。
し	食品衛生法(昭和22年法律第233号)	「飲食に起因する衛生上の危害の発生を予防し、公衆衛生の向上及び増進に寄与すること」を目的に制定された法律です。平成30年6月に、広域的な食中毒事案への対策強化やHACCPによる衛生管理の制度化、許可業種の再編と届出制度の創設など、近年の食を取り巻く環境変化や国際化等に対応し食の安全を確保する目的で改正され、令和3年6月に完全施行されました。
し	食品添加物	食品の製造の過程において又は食品の加工若しくは保存の目的で、食品に添加、混和、浸潤その他の方法によって使用する物をいい、保存料、甘味料、着色料等が該当します。厚生労働大臣が定めたもの以外の添加物並びにこれを含む製剤及び食品の製造、輸入、使用、販売等は禁止されており、この指定の対象には、化学的合成品だけでなく天然に存在する添加物も含まれます。
し	食品表示ウォッチャー	食品表示法に基づく食品表示の一層の適正化を図るため、県民(消費者モニター登録者)から食品表示ウォッチャーを募集し、食品販売店における日常の買い物等を通じて食品表示のモニタリングを実施するとともに、その結果を県に報告していただくものです。県は、その情報に基づき調査・指導などを行います。
し	食品表示法(平成25年法律第70号)	食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品の表示に関する規定を統合し、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度とするため、平成27年4月から施行された法律です。食品表示法では、これまで任意制度とされていた栄養成分の表示が、原則全ての加工食品で義務化されたほか、機能的表示食品制度が新たに創設されました。
し	飼料安全法(飼料の安全性の)	飼料及び飼料添加物の製造等に関する規制、飼料の公定規格の設定及びこれに

	確保及び品質の改善に関する法律(昭和 28 年法律第 35 号)	よる検定等を行うことにより、飼料の安全性の確保及び品質の改善を図り、公共の安全の確保と畜産物等の生産の安定を目的とした法律です。有害物質を含む飼料等の製造、輸入、販売、使用(家畜等への供与)の禁止、家畜等に飼料供与した場合の飼料の種類、使用年月日、場所、家畜の種類、使用量等の記録とその保管などについて規定しています。
す	する GAP	GAP 認証の取得そのものを目的とするのではなく、より良い農場を目指すために農業者自らが食品安全、労働安全、環境保全等の観点から生産工程を継続的に点検・改善し、実践する取組をいいます。従業員の意識改善やリスク回避、労働環境の改善、無駄の削減など、農場の経営改善に有効とされています。「する GAP」に対し、第三者認証機関の審査により認証を取得することを「とる GAP」といい、取組が客観的に担保され、取引先に対する信頼性が向上します。
ち	腸管出血性大腸菌 O157 ^{オー}	大腸菌は、家畜や人の腸管内にも存在し、ほとんどのものは無害ですが、一部のものは、人に急性の下痢や胃腸炎等の消化器症状や合併症を引き起こすことがあります。病原大腸菌あるいは下痢性大腸菌と呼ばれています。そのうち毒素(ペロ毒素)を産生し、出血を伴う腸炎や溶血性尿毒症症候群(HUS)を起こす大腸菌を腸管出血性大腸菌といいます。この菌による感染症の典型的臨床症状は出血性大腸炎で、血清型が(O157:H7)の菌を特に腸管出血性大腸菌 O157 と呼びます。この菌による食中毒事件は、米国のハンバーガーによる大規模な食中毒事件があり、4 名の死者を出したことで予防対策がとられるようになりました。このほかにも同様の症状を現すものとして O26、O111 などがあります。日本では、平成 8 年に全国で腸管出血性大腸菌 O157 による食中毒事件が多発し、社会問題になりました。
と	動物用医薬品	専ら動物に用いられる医薬品(抗生物質や寄生虫駆除剤など)であり、動物の病気の治療または予防に使用されています。「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に基づき使用が規制されており、対象動物、用法及び用量、使用禁止(出荷制限、休薬)期間など使用者が守る基準が定められています。
と	特別栽培農産物	その農産物が生産された地域で慣行的に行われている化学合成農薬及び化学肥料の使用状況に比べて、農薬の使用回数が 50%以下、化学肥料の窒素成分量が 50%以下の双方の条件を満たして栽培された農産物をいいます。県では、この条件を満たした農産物を認証する制度(「みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度」)を設けており、認証を受けた農産物には県が指定する認証マークを付けて出荷することができます。これにより、消費者に対する信頼性の確保と環境保全型農業の取組の拡大を図っています。
と	特用林産物	食用とされる「しいたけ」、「えのきたけ」、「ぶなしめじ」等のきのこ類、樹実類、山菜類等、非食用のうるし、木ろう等の伝統的工芸品原材料及び竹材、桐材、木炭等の森林原野を起源とする生産物のうち一般の木材を除くものの総

		称。
と	特用林産物の生産工程管理 (放射性物質汚染対策)	しいたけ等の原木栽培きのこ類の出荷制限(自粛)解除及び解除後の安全・安心なきのこ生産に必要な条件とされるもので、生産者が安全・安心な資機材を用いて、極力、放射性物質の影響を受けない作業方法による栽培を実行すること。生産者は、現地に応じた作業方法や必要な資機材を取りまとめ、かつ、作業が漏れなく実行されているかについて、チェックシートや作業日誌などにより確認することによって、放射性物質汚染の恐れのない栽培きのこ生産に取り組みます。 県では、「きのこ栽培における放射能対策作業マニュアル」(原木きのこ栽培管理基準)と「原木きのこ栽培管理チェックシート兼作業日誌」を定め、原木の購入、植菌、ほだ木の伏せ込み、発生、収穫、出荷までの全ての工程で安全・安心な栽培のために必要な取組事項を生産者に示しています。また、生産者が行う生産工程管理の実施状況については、県が確認することとしています。
と	特用林産物の出荷制限・出荷制限解除	放射性物質モニタリング検査によって、食品衛生法に基づく基準値を超過する食品が確認された場合、県が市町村等に該当品目の出荷自粛を要請します。出荷自粛品目の基準値超過に地域的な広がりがある場合は、原子力災害対策特別措置法に基づき、原子力災害対策本部長(内閣総理大臣)が知事に対して地域及び品目単位で出荷制限を指示します。 出荷制限指示を受けた食品については、経年的な放射性物質の濃度の低下や適切な生産工程管理の実施など品目毎に定められる条件を満たした上で、放射性セシウムの検査結果が安定して低水準であることが確認された場合、知事からの申し出により、原子力災害対策本部長が制限を解除します。 令和8年3月末現在、本県では、21市町村において露地栽培の原木しいたけが出荷を制限されているほか、野生きのこや施設栽培の原木しいたけ等のきのこ類4品目、たけのこ等の山菜類5品目について、出荷制限又は自粛の措置が講じられています。一方これまでに、原木しいたけ(露地・施設)、原木むきたけ、原木なめこ、野生きのこ(まつたけ、なめこ、ならたけ、むきたけ、くりたけ)、たけのこ、くさそてつ(こごみ)、たらのめ、ぜんまい(栽培)、こしあぶらで、一部出荷の制限や自粛が解除されています。
と	と畜場	と畜場法に基づき、食用に供する目的で獣畜(牛、馬、豚、山羊、めん羊)をとさつし、または解体するために設置された施設をいいます。
と	と畜場法(昭和28年法律第114号)	「と畜場の経営及び食用に供するために行う獣畜の処理の適正の確保のために公衆衛生の見地から必要な規制その他の措置を講じ、もって国民の健康の保護を図ること。」を目的として制定され、と畜検査における疾病の排除など、食肉の安全性の確保並びにと畜場内の監視指導を通して、と畜場の衛生を確保しています。
と	トレーサビリティ(システム)	トレーサビリティとは、trace(追跡)とability(可能)を合わせた言葉で、食品

	ム)	の生産、加工、流通等の各段階で、原材料(食品)が、いつ、どこで、どのように生産・流通・加工されたかについて、追跡又は遡って調査できる仕組みをいいます。食品事故が発生した場合の迅速な回収や、原因究明により危害の未然防止・拡大防止への活用が期待されます。 また、最近では、食品を購入した消費者がその生産履歴等を IT などの活用により知ることができるシステムが開発されており、消費者への情報提供の面からも活用が期待されています。その一方で、コストを誰が負担するのか、導入しても実質的な利用があるのかといった課題もあります。 なお、国産牛肉及び米については、トレーサビリティに取り組むことが義務づけられています。
の	農薬	農薬取締法において、農薬とは、農作物(樹木及び農林産物を含む。以下、「農作物等」という。)を害する菌、線虫、だに、昆虫、ねずみその他の動植物またはウイルスの防除に用いられる殺菌剤、殺虫剤その他の薬剤および農作物等の生理機能の増進または抑制に用いられる成長促進剤、発芽抑制剤その他の薬剤と定義されています。 また、農作物等の害虫を食べるクモなどの天敵も農薬とみなすとされています。 用途別に見ますと、害虫を防除する殺虫剤、農作物等にとって有害な菌細菌や糸状菌を防除する殺菌剤、雑草を防除する除草剤、種なしぶどうなどを作る際に用いられるいわゆる植物成長調整剤などがあります。 現在栽培されている農作物等の中には、農薬を使用しなければ、ほとんど収穫できないもの(例：りんご、もも)もあることから、病気や害虫、また雑草の害を食い止め、品質のよい農作物等を安定的に供給するために農薬が使われています。また、真夏の草取りなど、農作物等の生産者の過重な労働の軽減にも役立っています。 国内で農薬を使用する場合は、農薬取締法に基づき登録された農薬でなければなりません。農薬取締法では、農薬登録時に定められた使用方法を遵守しなければならないこととされています。(使用基準) 食品衛生法に基づき食品中に残留する農薬の残留基準が設定されており、基準値超過した食品が流通しないよう、安全確保を図っています。
の	農薬管理指導士	農薬取締法に基づき農薬の安全使用や保管管理について適正になされるとともに、使用者等に対し適切に指導できるよう農薬販売業者や JA 職員等農薬の専門知識を有する必要がある方々を対象として、県が研修を実施し、試験を経て認定しています。
の	農薬取締法(昭和 23 年法律第 82 号)	農薬について登録制度を設け、販売及び使用の規制を行うことにより、農薬の適正使用の確保等を図り、もって農業生産の安定と国民の健康の保護に資するとともに、国民の生活環境の保全を目的とした法律です。

		農薬の登録制度では、国に登録された農薬のみが製造、輸入、販売、使用できる仕組みになっています。また、薬効、薬害、毒性、残留性等試験の結果を基に、その農薬を使用できる作物、使用量、濃度、使用時期、使用回数等の使用に関する基準が定められています。
の	ノロウイルス	ヒトの小腸粘膜で増殖するウイルスで、食品中では増殖しません。 主に二枚貝を生又は加熱不足で喫食した場合や調理従事者を通じて汚染された食品を喫食した場合に発生します。逆性石けんやエタノールに抵抗性があるため、器具や床の消毒には高濃度の次亜塩素酸ナトリウムを用いる必要があります。少量のウイルスでも発症することが知られています。 潜伏時間は24～48時間で、主症状は下痢、吐き気、嘔吐、腹痛、発熱(38℃以下)等で、冬期に多く発生する傾向があります。 感染者からの飛沫等により感染する場合があることから、食中毒との判別には慎重を要します。
は	HACCP(危害要因分析重要管理点)	ハザップと呼ばれています。Hazard Analysis and Critical Control Pointの頭文字をとっています。 米国航空宇宙局(NASA)における宇宙食の製造に当たって、食品の安全性を高度に保証する衛生管理手法として開発されました。この衛生管理手法は、食品の製造・加工工程のあらゆる段階で発生するおそれのある危害について、あらかじめ調査・分析(Hazard Analysis)し、この分析結果に基づいてより安全性が確保された製品を得るために特に厳重に管理する必要がある段階を重要管理点(Critical Control Point)と定め、これが遵守されているかどうかを常時監視することにより、製造工程全般を通じて製品の安全性を確保する手法です。 全ての食品等事業者はHACCPに沿った衛生管理を行う必要があります。
は	HACCP 導入・実践支援制度(みやぎチャレンジ HACCP)	「HACCPに沿った衛生管理」が求められる全ての食品等事業者を対象としHACCP導入及び実践を支援するための制度です。 HACCP未導入事業者については、衛生管理計画及び手順書の作成を、導入済み事業者については記録の作成・保管と衛生管理計画や手順書等の検証及び見直しといった技術的支援を行います。 また、事業者等からの要望に応じ、HACCPに関する制度説明や導入実践等に関する講習会を実施します。
ひ	BSE スクリーニング検査	牛がBSEに感染していないかどうかを、牛の脳の一部(延髄)を取り出して、そこにBSEの原因と考えられる異常プリオンがあるかないか調べるための一次検査です。 国内では、初のBSE感染牛が確認されて以降、平成13年10月18日から、と畜場等で殺解体されるすべての牛について全国の食肉衛生検査所等において実施されていました。検査対象月齢は、段階的に引き上げられたものの、牛の全頭検査は継続されました。

		その後、国内外のリスクが大きく低下してきたことを踏まえ、食品安全委員会の食品健康影響評価結果に基づき、平成 25 年 7 月 1 日から、国産牛の BSE 検査対象月齢が 48 か月齢超に引き上げられました。平成 29 年 4 月 1 日からは、牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則を改正して、健康と畜牛の BSE 検査を廃止しましたが、今後も生体検査において神経症状及び全身症状(特定症状)を呈するものに対する BSE 検査は継続されます。
み	宮城県食品衛生監視指導計画	食品衛生法第 24 条の規定に基づき、都道府県等が実施する食品等事業者への監視指導等について、厚生労働大臣が定める食品衛生監視指導指針を踏まえて、都道府県知事等が毎年度計画を定めるものです。 地域の実情を踏まえた重点的、効率的かつ効果的な監視指導のほか、流通する食品の検査、自主衛生管理の指導なども含めて計画を策定します。
み	みやぎ食の安全安心県民総参加運動	「みやぎ食の安全安心推進条例」に基づき、「安全で安心できる食」の実現を目指し、食の安全安心確保対策が、持続的かつ着実な取組が図られるよう「みやぎ食の安全安心取組宣言事業」及び「みやぎ食の安全安心消費者モニター制度」を中心に、消費者、生産者・事業者及び行政の協働した取組として県民総参加運動を展開するものです。
み	みやぎ食の安全安心消費者モニター制度(消費者モニター)	消費者の役割を自らの行動により積極的に果たす人材を育成するとともに、多くの消費者の目で食の安全安心を確認することを目的として、県内に住む食の安全安心に関心のある消費者の方々に消費者モニターとして登録してもらい、正確な知識の習得、日ごろの情報収集、県への情報提供、各種講習会等への参加等の活動を行ってもらうものです。
み	みやぎ食の安全安心取組宣言事業	生産者・事業者の食の安全安心に関する取組を消費者に伝えることにより、自らの食の安全安心への意識の高揚を図り、消費者が食品を選択し購入する際の目安を提供することを目的としているものです。生産者・事業者は、県のガイドラインに従い自主基準を定め、その基準を公開するとともに、県が認めたロゴマークを使用して、食の安全安心の取組を広く県民に PR します。 なお、飲食店認証制度及び感染対策ポスター制度が令和 5 年 5 月に終了したため、その後飲食店が実施する自主的な感染対策を宣言内容に加えアピールすることができる仕組みとしました。
み	みやぎ食の危機管理基本マニュアル	食の危機の未然防止を図るとともに、危機発生時においては、迅速かつ適切な危機対応を行い、県民の食の安全安心の確保と風評被害による経済的損失を最小限に止めることを目的とするものです。マニュアルでは、危機の未然防止に向け、食の危機管理対応チームを設置し、非常時のみならず平常時においても情報の収集、共有化、必要な庁内調整等を行うこととしております。
み	みやぎ食品衛生自主管理認証制度	HACCP の普及推進による食品の安全性を向上させることを目的として、平成 16 年にスタートした事業です。平成 27 年度には、事業者の HACCP 導入・実践の度合いに応じ 4 段階の認証(ステップ 1～3、プレミアム)を行う制度として再

		編しました。 平成 30 年の食品衛生法改正により、原則全ての食品等事業者が HACCP に沿った衛生管理を行うことが制度化されたことを受け、令和 2 年 5 月末にみやぎ食品衛生自主管理認証制度要綱が廃止されました。みやぎ食品衛生自主管理認証制度要綱に基づく認証を受けた施設の認証期間満了日は、令和 8 年 5 月 31 日までです。
み	みやぎの環境にやさしい農産物認証・表示制度	農業の持続的な発展及び環境と調和の取れた農業生産を推進するため、宮城県では一定の要件のもとで農薬や化学肥料の使用を低減して生産された農産物を 4 つの区分(農薬・化学肥料不使用栽培農産物、農薬不使用・化学肥料節減栽培農産物、農薬節減・化学肥料不使用栽培農産物、農薬・化学肥料節減栽培農産物)で認証しています。
り	リスク	食品中にハザード(危害要因)が存在する結果として生じる健康への悪影響の起こる可能性とその程度(健康への悪影響が発生する確率と影響の程度)をいいます。
り	リスク管理	リスク評価に基づき、すべての関係者と協議しながらリスク低減のための複数の施策・措置について技術的な可能性、費用対効果などを検討し、適切な施策・措置を決定、実施し、見直すことをいいます。
り	リスクコミュニケーション	リスク評価(後記)やリスク管理を行う中で、生産者から消費者に至るすべての関係者との間で、リスクに関する情報・意見交換を行う過程をいいます。
り	リスク評価	食品に含まれるハザード(危害要因)を摂取することによって、どの位の確率でどの程度の健康への悪影響が起き得るかを科学的に評価することをいいます。
り	リスク分析	食品を通じてハザード(危害要因)を摂取することによって健康に悪影響を及ぼす可能性がある場合において、その発生を防止又は抑制する全過程をいいます。可能な範囲で、食品事故を未然に防止したり、悪影響の起こる確率や程度を最小限にすることなどを目的としています。